

基安労発 1205 第 1 号

平成 21 年 12 月 15 日

茨城労働局労働基準部

安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

平成 21 年度原子力総合防災訓練の実施について

標記については、原子力災害対策措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 13 条により、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体及び原子力事業者等による原子力防災訓練を実施することとされており、別添「平成 21 年度原子力総合防災訓練実施要領」のとおり日本原子力発電株式会社東海第二発電所を災害発生場所として想定した訓練が平成 21 年 12 月 21 日（月）及び同月 22 日（火）に実施されるところである。

都道府県労働局は、同法第 2 条に基づく指定地方行政機関であり、また、災害発生時に編成されるオフサイトセンターの派遣職員としては貴局職員が登録されているところである。

については、貴職においては、同訓練への対応に遺漏のないよう期されたい。

(別 添)

平成 2 1 年度原子力総合防災訓練

実施要領

平成 2 1 年 1 2 月

内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付
内閣府政策統括官 (防災担当)
文 部 科 学 省
経 済 産 業 省

目次

第1節	平成21年度原子力総合防災訓練実施要領	1
第2節	国、関係地方公共団体および原子力事業者共通の訓練実施要領	8
	1 緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練	
	2 警戒段階における緊急事態応急対策の準備のための連携活動訓練	
	3 オフサイトセンターの運営訓練	
第3節	国が主体となって行う訓練実施要領	14
	1 初動・警戒段階の対応訓練	
	2 原子力緊急事態宣言等に係る訓練	
	3 緊急事態における対応訓練	
	4 広報訓練	
第4節	関係地方公共団体が主体となって行う訓練実施要領	18
	1 災害対策本部設置・運営訓練	
	2 茨城県原子力オフサイトセンター参集訓練（運営訓練）	
	3 緊急時モニタリング訓練（陸上・空中・海洋）	
	4 住民広報活動訓練	
	5 住民避難訓練、自家用車避難訓練	
	6 災害時要援護者避難訓練	
	7 避難所設置・運営訓練	
	8 緊急被ばく医療訓練	
	9 交通規制・警戒警備訓練	
	10 自衛隊災害派遣訓練	
	11 防災業務関係者防護対策訓練	
第5節	原子力事業者が主体となって行う訓練実施要領	30
	1 事故拡大防止訓練	
	2 災害対策本部の設営及び通報・連絡訓練	
	3 緊急時環境モニタリング訓練	
	4 避難誘導訓練	
	5 救助・医療活動訓練	
	6 原子力発電所消防訓練	
	7 原子力事業者支援連携訓練	

第1節 平成21年度原子力総合防災訓練実施要領

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第13条に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が共同して行うものである。訓練の主たる目的は、それぞれの防災関係機関の機能確認及び防災関係機関相互の協力の円滑化を図るとともに、訓練を通して評価等を行って防災関係機関の平時からの組織体制の実効性を確認する。また、地域住民を含む防災関係者が原子力災害に対して十分な心構えを持つことができるよう、原子力防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るものである。

2 訓練の基本方針

（1）実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずべき事項（いわゆるシナリオ）をより実践的に作成し、訓練進行上からの必要性等に捕らわれたり見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、地域住民等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性の向上を図る。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う効果的な方式により実施する。

訓練終了後には、シナリオ作成途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにするなど訓練の方法を検証した上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制の維持、整備を図る。（参考－1 「原子力総合防災訓練の評価について」）

（2）国の積極的訓練支援等

国は、各地域等で実施される防災訓練を積極的に支援し、防災関係機関の幅広い協力体制の構築を図る。また、訓練参加機関等との連携を図りつつ、国として防災に取り組む姿勢や災害対策の必要性・重要性等について、この訓練を通じて国民に対して理解を求めるものとする。

一方、地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体相互間において締結されている協定等に基づく広域的応援訓練の推進に努める。

（3）住民の視点に立った訓練及び防災活動の推進

防災関係職員の行動の基本となるものには、「住民の視点に立った訓練及び防災活動」の考え方によったものでなければならない。訓練参加者は、住民の立場

になって、各種の訓練において地域住民の不安を取り除く努力又は、疑問に対して誠実に対応するように努める。

3 平成21年度原子力総合防災訓練の重点項目（特徴）

（1）迅速・的確な初動対応の充実

トラブル発生時における通報・連絡体制及びプレス対応の充実を図る。

（2）広報活動の充実

初動時からの広報活動及び関連の国際機関・海外政府機関等への情報発信の充実を図る。

（3）災害時要援護者の避難支援対策等の充実

災害時要援護者に対する避難支援対策及び避難訓練等の充実を図る。

（4）緊急被ばく医療活動の充実

三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所）への被ばく患者の搬送を含めた緊急被ばく医療活動の訓練を行う。

（5）人口の多い地域における住民避難の充実

訓練対象地域の特徴である人口の多い地域において、迅速かつ具体的な住民避難の充実を図る。

4 実施時期

平成21年12月21日（月）13時00分～17時00分：訓練Ⅰ

12月22日（火）8時30分～13時00分：訓練Ⅱ

5 防災訓練の対象となる事業所

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

6 実施場所

東京	官邸、内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省
茨城県	茨城県庁、茨城県原子力オフサイトセンター、茨城県環境放射線監視センター、独立行政法人日本原子力研究開発機構、東海村役場、ひたちなか市役所、那珂市役所、日立市役所、常陸太田市役所、独立行政法人国立病院機構茨城東病院、笠松運動公園、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所「ふれあい広場」、国営ひたち海浜公園、茨城港日立港区、日本原子力発電株式会社東海第二発電所、東海第二発電所を中心とした概ね半径10km以内の地域及び海域
その他	経済産業省関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、独立行政法人放射線医学総合研究所、日本原子力発電株式会社本店

7 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

(2) 指定地方行政機関等

経済産業省関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、東海・大洗原子力保安検査官事務所、水戸原子力事務所、関東地方整備局常陸河川国道事務所、第三管区海上保安本部、茨城海上保安部、気象庁東京管区气象台、水戸地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、関東運輸局、第三管区海上保安本部羽田航空基地、東京航空局茨城空港出張所、関東地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、陸上自衛隊中央即応集団、海上自衛隊横須賀地方隊、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、茨城労働局

(3) 地方公共団体等

茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、茨城県警察本部、茨城県立中央病院、茨城県立友部病院、茨城県立こども病院、茨城県市長会、茨城県町村会、千葉県警察広域緊急援助隊、東海村消防本部、ひたちなか市消防本部、笠間市消防本部、ひたちなか市消防団、那珂市消防団、緊急消防援助隊（川崎市消防局、千葉市消防局）、茨城県環境放射線監視センター、水戸保健所、ひたちなか保健所、日立保健所、常陸大宮保健所、鉾田保健所、ひたちなか西警察署、ひたちなか東警察署、茨城県防災航空隊、日立港湾事務所、常陸那珂港湾事務所、栃木県警察航空隊

(4) 指定公共機関等

独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、財団法人原子力安全技術センター、財団法人日本分析センター、日本放送協会水戸放送局、日本赤十字社茨城県支部、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社、東日本電信電話株式会社茨城支店、株式会社NTTドコモ茨城支店、東京電力株式会社茨城支店、東日本高速道路株式会社関東支社水戸管理事務所、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター

(5) 指定地方公共機関等

独立行政法人国立病院機構茨城東病院、社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県放射線技師会、社団法人茨城県臨床衛生検査技師会、社団法人茨城県看護協会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県バス協会 等

(6) 公共の団体等

筑波大学附属病院、茨城県道路公社、東海村社会福祉協議会、社団法人茨城原子力協議会、財団法人茨城県体育協会笠松運動公園管理事務所、国土交通省関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所、財団法人公園緑地管理財団ひたち公園管理

センター、村松小学校、村松保育所 等

(7) 訓練対象原子力事業者

日本原子力発電株式会社

(8) その他の原子力事業者

ニュークリア・デベロップメント株式会社、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻、原子燃料工業株式会社東海事業所、財団法人核物質管理センター東海保障措置センター、三菱原子燃料株式会社、日本核燃料開発株式会社、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所、住友金属鉱山株式会社エネルギー・環境事業部技術センター、日本照射サービス株式会社東海センター、積水メディカル株式会社薬物動態研究所、三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所、東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター、日揮株式会社技術研究所、東海NOAH協定事務局

(9) その他

東京電力株式会社常陸那珂火力発電所、在日フランス大使館、株式会社茨城ポートオーソリティ

(10) 訓練参加数

参加機関 113機関

参加人数 約 3,020人

〔内訳〕 指定行政機関等	19機関	約370人
指定地方行政機関等	16機関	約180人
地方公共団体等	27機関	約950人
指定公共機関等	14機関	約850人
指定地方公共機関等	7機関	約30人
公共的団体等	12機関	約130人
原子力事業者	15機関	約250人
その他関係機関	3機関	約10人

住民等の参加人員 国との合同訓練 約250人

合計参加人数 約 3,020人

(細部は別紙－1参照)

8 実施概要

(1) 事故想定

東海第二発電所（別紙－2「日本原子力発電株式会社 東海第二発電所および立地町の概要」）において、定格熱出力一定運転中、原子炉冷却材の漏えいに伴い原子炉を手動停止した。その後の非常用炉心冷却設備等複数の設備故障による冷却機能の喪失から炉心が損傷し、放射性物質の原子炉格納容器からの漏洩に到り、その影響が発電所周辺地域に及ぶおそれがある。（別紙－3「東海第二発電所 系統概要図」、別紙－4「原子力防災訓練における事象進展」）

(2) 影響範囲の検討と応急対策活動

緊急事態に至った場合に迅速な防護対策を実施するため、警戒段階において、予測線量の解析結果を活用した周辺住民への影響範囲の検討結果に従い避難等の防護対策案を予め策定しておく。緊急事態宣言発出後には予め策定した避難等の防護対策案を現地にて決定し、国、茨城県、東海村、那珂市、ひたちなか市、常陸太田市、日立市、及び原子力事業者が連携して住民避難対策など各種の応急対策活動を実施する。(別紙－5「防護対策区域」、別紙－6「訓練想定条件等」)

(3) 訓練の前提

ア 訓練シナリオ

原子力総合防災訓練は、全ての防災関係機関の参加による初動態勢の確立から事後処置の決定までの一連の防災活動を通して、各機関における緊急時対応計画の実効性を検証するものであり、その具体的内容は、総理官邸・経済産業省・緊急事態応急対策拠点施設（茨城県原子力オフサイトセンター）・関係地方公共団体・原子力事業者の各災害対策本部の運営に加え、緊急時モニタリング、住民避難・退避、緊急被ばく医療措置などの諸活動である。

訓練を行うにあたっては具体的な原子力緊急事態を想定したシナリオに基づき、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫をするものとする。(別紙－7「平成21年度原子力総合防災訓練の概要」、別紙－8「訓練進行予定概要」、別紙－9「平成21年度原子力総合防災訓練 進行表」)

(ア) 事故のシナリオは原子力緊急事態に到る事象を詳細に作成し、原災法第10条に基づく警戒段階で防護対策を検討し、原災法第15条原子力緊急事態で決定する訓練を行うものとする。さらに、住民避難等の防護対策の実施範囲については訓練対象区域や重点的訓練ポイントを追加設定し、実効性のある訓練とする。

(イ) 各災害対策本部の運営訓練は、初動対応に係る訓練から事後処置に係る訓練まで、以下に示す4段階に集約した訓練とする。

第1段階（初動対応に係る訓練）・・・訓練Ⅰ

トラブル通報の第1報から開始し、原災法第10条に基づく通報・連絡・参集等に関する各種措置を行い、国の職員及び専門家の緊急派遣職員が茨城県原子力オフサイトセンターに到着し、現地警戒本部の設置等警戒態勢を確立する訓練を行う。また、警戒段階における緊急事態応急対策（準備）の訓練を行う。
(実務者中心に実施)

第2段階（緊急事態宣言発出に係る訓練）・・・訓練Ⅱ

原災法第15条該当事象発生の報告から内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出等に係る緊急事態応急対策*の訓練を行う。(＊：避難等の勧告または指示に関する事項、放射線量の測定他原子力災害に関する情報収集、被災者の救難・救助その他保護に関する事項、社会秩序の維持に関する事項、緊急輸送

の確保に関する事項及び緊急医療活動に関する事項)

第3段階（緊急事態応急対策の各種措置訓練）・・・訓練Ⅱ

避難・退避等具体的な防護対策実施決定に係る手続きから各種緊急事態応急対策の実施までの訓練を行う。

第4段階（緊急事態解除に係る訓練）・・・訓練Ⅱ

事故収束に伴う緊急事態解除及び事後処置に係る各種措置の訓練を行う。

なお、緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の現場訓練については、実時間に沿って行うものとする。その他の訓練は、原則として、実際に想定される経過時間から主要な部分を抽出して作成した訓練スケジュールに従って行うものとする。

イ テレビ会議システムの活用

トラブル通報後、原災法第10条に基づく通報事象に至る可能性があると判断された後の初動態勢の確立及び原子力緊急事態の発生後の緊急事態応急対策の実施等に際して、テレビ会議システム等を活用して現地と中央の意見交換を行う。

具体的には、一日目は、

- (ア) トラブル通報後、原災法第10条に基づく通報事象に至る可能性があると判断された後、原子力保安検査官事務所長を中心として開催する第1回原子力安全・保安院現地事故対策本部会議による情報共有
- (イ) 原災法第10条に基づく通報受信後、原子力保安検査官事務所長を中心として開催する第1回現地事故対策連絡会議による情報共有
- (ウ) 国の職員が到着した後に開催する第2回現地事故対策連絡会議での現地警戒態勢の確立 等

の確認を行う。

二日目は、

- (ア) 内閣総理大臣による緊急事態宣言発出直後の状況
- (イ) 住民防護対策に関する政府現地対策本部長からの指示
- (ウ) 放射性物質放出停止後の緊急事態解除

に関して、政府対策本部、茨城県原子力オフサイトセンター及び関係地方公共団体の間でテレビ会議システムによる情報共有及び意見交換を行う。このうち、住民防護対策に関する政府現地対策本部長からの指示に係るテレビ会議と放射性物質放出停止後の緊急事態解除に係るテレビ会議には、原子力安全委員会も参加する。

また、

- (エ) 原子力安全委員会による助言内容の検討を行う。

ウ 音声会議用電話の活用

2日間の訓練全体を通して緊急時対応センター（東京）及び茨城県原子力オフ

サイトセンター（現地）の各々対応する機能班間を音声会議用電話で常時接続状態にしておき、各機能班間のスムーズな情報連絡、調整等を図る。

エ プレス対応

（ア）緊急時対応センター（東京）及び茨城県原子力オフサイトセンター（現地）における取材、プレス対応については、訓練の一環としてのプレス対応訓練と訓練への取材対応を区分して実施する。

（イ）プレスルームには常時広報支援要員を配置し、状況に応じた対応を行う。

（ウ）訓練に係る取材要領については、あらかじめ各記者会と調整しておくものとする。

（４）訓練の開始及び終了

ア 訓練Ⅰは、一日目、１３時００分のトラブル発生を以て開始とし、現地警戒態勢確立の確認（１７時００分）を以て終了とする。

イ 訓練Ⅱは、二日目、８時３０分に開始し、原子力緊急事態解除宣言発出後の各災害対策本部廃止（１２時４５分）を以て終了とする。

なお、訓練終了後、東京においては原子力安全・保安院長、現地においては経済産業副大臣、茨城県副知事及び東海村副村長が訓示・講評を行うものとする。

９ 住民の視点に立った訓練及び啓発活動

住民の視点に立った訓練及び原子力防災の概要、原子力防災訓練の実施状況等が住民に把握できるように訓練前の説明や見学者向けの訓練映像の送信、防災講習会等を実施する。

１０ 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

第2節 国、関係地方公共団体および原子力事業者共通の訓練実施要領

1 緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練

(1) 目的

緊急時の連絡体制に基づく関係機関相互の通信連絡体制の確立と業務関係者の習熟を図る。

(2) 参加機関

ア 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

イ 指定地方行政機関等

経済産業省関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、東海・大洗原子力保安検査官事務所、水戸原子力事務所、関東地方整備局常陸河川国道事務所、第三管区海上保安本部、茨城海上保安部、気象庁東京管区气象台、水戸地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、関東運輸局、東京航空局茨城空港出張所、関東地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、陸上自衛隊中央即応集団、海上自衛隊横須賀地方隊、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、茨城労働局

ウ 地方公共団体等

茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、茨城県警察本部、ひたちなか西警察署、ひたちなか東警察署、茨城県立中央病院、千葉県警察広域緊急援助隊、栃木県警察航空隊、東海村消防本部、ひたちなか市消防本部、那珂市消防本部、緊急消防援助隊（川崎市消防局、千葉市消防局）、茨城県環境放射線監視センター、水戸保健所、ひたちなか保健所、日立保健所、常陸大宮保健所、鉾田保健所

エ 指定公共機関等

独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、財団法人原子力安全技術センター、財団法人日本分析センター、日本放送協会水戸放送局、日本赤十字社茨城県支部、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社、東日本電信電話株式会社茨城支店、株式会社NTTドコモ茨城支店、東京電力株式会社茨城支店、東日本高速道路株式会社関東支社、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター

オ 指定地方公共機関等

社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県放射線技師会、社団法人茨城県看護協会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県バス協会

カ 公共的団体等

茨城県道路公社、東海村社会福祉協議会、村松小学校、村松保育所

キ 訓練対象原子力事業者

日本原子力発電株式会社

ク その他の原子力事業者

ニュークリア・デベロップメント株式会社、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻、原子燃料工業株式会社東海事業所、財団法人核物質管理センター東海保障措置センター、三菱原子燃料株式会社、日本核燃料開発株式会社、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所、住友金属鉱山株式会社エネルギー・環境事業部技術センター、日本照射サービス株式会社東海センター、積水メディカル株式会社薬物動態研究所、三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所、東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター、日揮株式会社技術研究所、東海NOAH協定事務局

(3) 訓練内容

東海第二発電所の事故に対し、各防災関係機関が連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、関係機関相互の通信連絡訓練を行う。

通報には、緊急時連絡網、NTT専用回線、NTT一般回線、中央防災無線網、防災行政用無線、漁業無線等を使用する。

ア 通信連絡、伝達訓練

事業者からの事故通報等の各種情報を関係機関等に迅速に通報するとともに、国、関係地方公共団体、関係機関等が緊密に連携し、迅速に情報伝達する訓練を行う。

イ 情報収集訓練

事故の情報、関連の地方公共団体情報等を収集し、各種措置に反映させる訓練を行う。また、警察、消防、陸上自衛隊、海上保安庁のヘリコプターにより東海第二発電所周辺状況等の映像を官邸等へ伝送する。(別紙-10「航空機等運航表」)

2 警戒段階における緊急事態応急対策の準備のための連携活動訓練

(1) 目的

原災法第10条の通報等を受け、国、関係地方公共団体及び事業者が職員等の派遣を行うとともに、政府職員到着以前の警戒段階における経済産業省現地警戒本部・茨城県災害対策本部・緊急技術助言組織と経済産業省警戒本部が連携し、緊急事態応急対策案を策定する。

(2) 参加機関

ア 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

イ 指定地方行政機関等

経済産業省関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、東海・大洗原子力保安検査官事務所、水戸原子力事務所、関東地方整備局常陸河川国道事務所、第三管区海上保安本部、茨城海上保安部、気象庁東京管区气象台、水戸地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、関東運輸局、東京航空局茨城空港出張所、関東地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、陸上自衛隊中央即応集団、海上自衛隊横須賀地方隊、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、茨城労働局

ウ 地方公共団体等

茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、茨城県警察本部、ひたちなか西警察署、ひたちなか東警察署、東海村消防本部、ひたちなか市消防本部、茨城県環境放射線監視センター

エ 指定公共機関等

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、財団法人原子力安全技術センター、財団法人日本分析センター

オ 訓練対象原子力事業者

日本原子力発電株式会社

カ その他の原子力事業者

ニュークリア・デベロップメント株式会社、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻、原子燃料工業株式会社東海事業所、財団法人核物質管理センター東海保障措置センター、三菱原子燃料株式会社、日本核燃料開発株式会社、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所、住友金属鉱山株式会社エネルギー・環境事業部技術センター、日本照射サービス株式会社東海センター、積水メディカル株式会社薬物動態研究所、三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那

珂エネルギー開発研究所、東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学
国際研究センター、日揮株式会社技術研究所、東海NOAH協定事務局

(3) 訓練内容

ア 職員等の緊急派遣訓練

原災法第10条に基づく通報等を受け、国、関係地方公共団体及び事業者が職員等の現地派遣を行う。

イ 警戒段階における中央と現地の連携活動訓練

経済産業省警戒本部・茨城県災害対策本部・東海村災害対策本部・ひたちなか市災害対策本部・那珂市災害対策本部・日立市災害対策本部・常陸太田市災害対策本部・緊急技術助言組織・事業者が連携し、緊急事態応急対策案を策定する。

3 オフサイトセンターの運営訓練

(1) 目的

原災法第12条第1項で規定する緊急事態応急対策拠点施設（茨城県原子力オフサイトセンター）の運営訓練を実施する。

(2) 訓練場所

茨城県原子力オフサイトセンター

(3) 参加機関

ア 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

イ 指定地方行政機関等

経済産業省関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、東海・大洗原子力保安検査官事務所、第三管区海上保安本部、茨城海上保安部、気象庁東京管区气象台、水戸地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、関東運輸局、関東地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、陸上自衛隊中央即応集団、海上自衛隊横須賀地方隊、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、茨城労働局

ウ 地方公共団体等

茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、茨城県警察本部、ひたちなか市消防本部

エ 指定公共機関等

独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、財団法人原子力安全技術センター

オ 訓練対象原子力事業者

日本原子力発電株式会社

(4) 訓練内容

ア 茨城県原子力オフサイトセンターの立ち上げ

原災法第10条に基づく通報を受け、原子力防災専門官が運営要領等に基づき関係地方公共団体職員等と協力して、茨城県原子力オフサイトセンターの立ち上げを行う。

イ 現地事故対策連絡会議の運営

原子力防災専門官が中心となり、初動対応を開始し、関係機関が情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。

ウ 原子力災害現地対策本部設置・運営

現地に派遣した関係省庁の要員が協力して、現地における詳細な情報の収集、原子力災害対策本部、関係地方公共団体等への情報の伝達、原子力災害合同対策協議会の設置等を実施する。

エ 原子力災害合同対策協議会運営

(ア) 原子力災害合同対策協議会の運営

政府の原子力災害現地対策本部、茨城県災害対策本部、原子力事業者等が情報を共有し、相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会全体会議を開催する。

(イ) 緊急事態対応方針決定会議の運営

原子力災害合同対策協議会全体会議に先立って、緊急事態対応方針決定会議を招集し、緊急事態応急対策等を決定する。

(ウ) 各機能班の運営

国、関係地方公共団体、原子力事業者等から構成される各機能班（総括班、広報班、プラント班、放射線班、住民安全班、医療班、運営支援班）の運営訓練を行う。

第3節 国が主体となつて行う訓練実施要領

1 初動・警戒段階の対応訓練

(1) 目的

初動態勢を迅速に構築し、初期対応を的確に実施するため、経済産業省原子力災害警戒本部の設置・運営及び関係省庁事故対策連絡会議運営等の訓練を実施する。

(2) 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

(3) 訓練内容

ア 初動時における対応訓練

- (ア) 原子力安全・保安院原子力事故対策本部を設置するとともに職員を先行派遣する。
- (イ) 関係機関等への情報の伝達訓練を行う。
- (ウ) 報道機関へのプレス等の広報訓練を行う。

イ 警戒段階における対応訓練

- (ア) 原災法第10条通報受信及び同第15条に規定する原子力緊急事態に該当しない旨の関係機関等への情報の伝達、警戒態勢の要請、経済産業省警戒本部の設置、関係省庁事故対策連絡会議開催等に係る措置についての訓練を行う。
- (イ) 官邸対策室設置などの初動対応のための訓練を実施する。
- (ウ) 経済産業省原子力災害警戒本部設置・運営
経済産業省原子力災害警戒本部を設置し、国の職員、専門家の派遣等必要な措置を指示する。
- (エ) 関係省庁事故対策連絡会議運営
原災法第10条の通報を受け、事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図るとともに、関係省庁の行う初動についての調整を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

2 原子力緊急事態宣言等に係る訓練

(1) 目 的

原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）等の枠組みに従った各種の所要動作の訓練を実施し、緊急時対応の手続きの確認等を行う。

(2) 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、国土交通省、海上保安庁、環境省、茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、日本原子力発電株式会社

(3) 訓練内容

- ア 原子力安全・保安院長が行う原災法第15条に規定する原子力緊急事態に該当するか否かの判断、経済産業大臣に対する上申、公示案等の作成等の措置について訓練を行う。
- イ 経済産業大臣が行う経済産業省災害対策本部の設置、公示案等についての協議、内閣総理大臣に対する緊急事態宣言及び権限の一部の現地対策本部長への委任の上申に関する措置についての訓練を行う。
- ウ 内閣総理大臣が行う緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置、権限の一部の現地対策本部長への委任、自衛隊への原子力災害派遣要請等の措置についての訓練を行う。
- エ 原災法第15条に従い、事故収束に伴う緊急事態解除宣言の発出等に関する措置についての訓練を行う。

3 緊急事態における対応訓練

(1) 目的

緊急時における関係省庁の応急活動態勢及び指揮系統の確立を図るため、原子力災害対策本部の設置運営、原子力安全委員会の助言、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の出動等に係る訓練を行う。

(2) 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、独立行政法人原子力安全基盤機構、財団法人原子力安全技術センター

(3) 訓練内容

関係省庁が連携して原子力災害対策本部を設置し、現地等からの情報を収集、分析し、必要な応急対策を検討する。

ア 会議運営

- (ア) 原子力災害対策本部会議は3回実施として設定する。
- (イ) 第1回原子力災害対策本部会議は、内閣総理大臣、経済産業大臣他関係閣僚が官邸4階大会議室で応急対策措置に係る会議を実施する。
- (ウ) 現地対策本部長から関係地方公共団体の長に対する避難等の指示は、茨城県原子力オフサイトセンターと茨城県庁・東海村役場・ひたちなか市役所・那珂市役所・日立市役所・常陸太田市役所をテレビ会議で結んで実施する。
- (エ) 第2回原子力災害対策本部会議は、茨城県原子力オフサイトセンターと経済産業省緊急時対応センターをテレビ会議で結び、関係地方公共団体の長に対する避難等の指示に関する経済産業大臣への報告を実施する。
- (オ) 第3回原子力災害対策本部会議は、原子力安全・保安院長（内閣総理大臣の代行）他関係者が経済産業省緊急時対応センターで原子力安全委員会の助言を受け、原子力緊急事態解除宣言に係る会議を実施する。
- (カ) 応急対策措置に係る原子力安全委員会の助言機能を確認する。

イ 各機能班運営

関係省庁から構成される各機能班（総括班、広報班、プラント班、放射線班（気象予測、防災ロボットの出動指示を含む）、住民安全班、医療班）の運営訓練を行う。

ウ 警察広域緊急援助隊の出動訓練

茨城県警察本部からの協力要請に基づき、警察広域緊急援助隊の出動等に係る訓練を実施する。

エ 緊急消防援助隊の出動訓練

消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示に係る訓練を実施する。

4 広報訓練

(1) 目的

東京及び現地の広報班を中心に事業者及び関係地方公共団体と密接に連携し、的確且つ迅速に報道機関等に情報を提供するとともに、緊急時の対応要領についての能力向上を図る。

また、住民に対する情報連絡、伝達体制を確立し、適切な住民広報を行う。

(2) 参加機関

原子力安全・保安院、外務省、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本放送協会水戸放送局、その他報道機関、茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、日本原子力発電株式会社

(3) 訓練内容

ア 報道対応訓練

東京及び現地において、広報官による報道対応訓練（模擬記者会見）を実施する。訓練では模擬記者による質疑応答を行う。

(ア) 東京

現地対策本部と緊密に連携して、現地等の状況について迅速に情報提供を行う。

(イ) 現地

迅速且つ正確な情報の収集を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体、事業者が適切に役割を分担し、事故状況、住民等の情報、対応方針等について情報の提供を行う。

イ 住民広報訓練

国、地方公共団体、事業者等が緊密に連携して住民等の安全確保に係る情報の収集、住民への広報体制を確立するとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構から専門家を現地に派遣し「問合せ窓口」を地方公共団体（茨城県）に設置し、地域住民の方々やマスメディア関係者等からの放射線安全を含めた原子力災害に関する問い合わせに対応する（別紙－１１ 緊急時における「問い合わせ窓口」の設置について）。

ウ 海外への情報発信

海外政府機関や国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関等への情報発信を行う。

第4節 関係地方公共団体が主体となって行う訓練実施要領

1 災害対策本部設置・運営訓練

(1) 目的

県及び関係市町村が災害対策本部を設置・運営し、応急対策の検討を行うとともに、オフサイトセンターとの連携を図る訓練

(2) 参加機関

茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、茨城県警察本部、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社東海第二発電所

(3) 訓練内容

ア 県災害対策本部等設置運営訓練

(ア) 本部会議運営訓練

災害対策本部室において本部会議を開催し、各種応急対策の重要事項について協議する。

なお、本部会議終了後に、速やかに記者発表訓練（図上）を行う。

(イ) 各部及び本部事務局運営訓練

県災害対策本部構成員が災害対策室へ参集し、訓練想定を踏まえた各種応急対策を実施する。

(ウ) 機動班派遣訓練

本部事務局の機動班を各避難所や交通規制現場等へ派遣し、各避難所や交通規制の状況等の情報を収集し、県災害対策本部へ報告する。

イ 市町村災害対策本部設置運営訓練

関係市町村において、各市町村の地域防災計画に基づき災害対策本部等の設置・運営訓練を行う。

2 茨城県原子力オフサイトセンター参集訓練（運営訓練）

（１）目的

関係機関の要員をオフサイトセンターに参集、運営させる訓練

（２）参加機関

茨城県、茨城県警察本部、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市

（３）訓練内容

ア 要員派遣訓練

関係機関は、訓練時の事故通報に応じ茨城県原子力オフサイトセンターに予め指定された要員を派遣する。

イ 防災関係機関連絡調整訓練

オフサイトセンターに参集した要員は、緊急事態応急対策について防災関係機関相互の連絡調整を行なう。

ウ 情報伝達訓練

各連絡員は、オフサイトセンターと県及び市町村が設置した災害対策本部との間で情報伝達及び緊急事態応急対策に係る連絡調整を行なう。

3 緊急時モニタリング訓練（陸上・空中・海洋）

（1）目的

関係協力機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う訓練

（2）参加機関

文部科学省水戸原子力事務所、気象庁水戸地方气象台、茨城海上保安部、陸上自衛隊東部方面隊、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社東海発電所・東海第二発電所、住友金属鉱山株式会社エネルギー・環境事業部技術センター、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所、三菱原子燃料株式会社、ニュークリア・デベロップメント株式会社、原子燃料工業株式会社東海事業所、独立行政法人放射線医学総合研究所、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻、積水メディカル株式会社薬物動態研究所、財団法人核物質管理センター東海保障措置センター、三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター、日本核燃料開発株式会社、日揮株式会社技術研究所、財団法人原子力安全技術センター、茨城県、茨城県環境放射線監視センター

（3）訓練内容

ア 緊急モニタリングセンターの設置・運営訓練

- （ア）環境放射線監視センターの緊急時体制への移行訓練
- （イ）緊急モニタリングセンターの立ち上げ訓練
- （ウ）原子力緊急時支援・研修センターの支援を受けたモニタリング計画の策定、実施
- （エ）各モニタリング班の参集によるモニタリング計画、現地情報の確認
- （オ）モニタリング結果の評価・解析、SPEEDI予測結果評価による防護対策に係る情報提供

イ 関係機関のモニタリング班による現地活動・通信連絡訓練

- （ア）固定測定局監視
- （イ）環境試料測定調査（県、水戸原子力事務所、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター）
- （ウ）陸上、空中、海洋サーベイの実施
 - ・陸上サーベイ：県、水戸原子力事務所、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター
 - ・空中サーベイ：陸上自衛隊、大洗研究開発センター
 - ・海洋サーベイ：海上保安庁、核燃料サイクル工学研究所
- （エ）可搬型ポストの設置、データ通信
- （オ）モニタリング班の汚染検査、除染

ウ 緊急事態解除宣言後の避難住民家屋のサーベイ

避難住民からの依頼により、避難住民帰宅時の安心のために県環境放射線監

視センターにおいて、避難住民家屋のサーベイを実施する。

4 住民広報活動訓練

(1) 目的

防災行政無線や広報車及びインターネット等を活用して、住民に対して情報伝達を行う訓練

(2) 参加機関

茨城県、茨城県警察本部、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、独立行政法人日本原子力研究開発機構、水戸地方気象台、陸上自衛隊東部方面隊、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、財団法人原子力安全技術センター

(3) 訓練内容

ア 報道機関への報道要請等

(ア) 報道機関への情報提供訓練

県庁行政棟5階庁議室において、知事記者会見を行う。(図上)

(イ) 放送要請訓練

放送要請協定及び報道要請協定に基づき、県災害対策本部から報道機関に対し放送要請・報道要請を行う。(図上)

イ 地域住民への情報提供

(ア) ヘリコプター、広報車及び防災行政無線等による広報訓練

- ・県において、県警ヘリコプターを活用した広報訓練を行う。
- ・関係市町村において、広報車や防災行政無線(戸別受信機を含む)を活用した広報を行う。
- ・県及び関係市町村において、自家用車避難に係る交通規制区間及び迂回路等に関する案内を行う。

(イ) 避難所における情報提供

- ・事故の状況等の必要な情報について随時提供を行う。
- ・関係機関と連携し、避難所において防災教室の開催及び災害新聞の配布等を行う。

ウ 特殊車両の展示訓練

陸上自衛隊や日本原子力研究開発機構等における特殊車両を避難所に展示し、緊急時の活動内容の啓発を行う。

エ ホームページを活用した広報訓練

県において、インターネットのホームページを活用した広報を行う。

オ 住民問い合わせに対する対応訓練

県において、日本原子力研究開発機構と連携し、電話による住民からの事故情報、放射線による人体への影響などの問い合わせに対応する。

5 住民避難訓練、自家用車避難訓練

(1) 目的

避難対象地区の住民を避難所まで迅速かつ安全に避難させる訓練

(2) 参加機関

茨城県、茨城県警察本部、ひたちなか東警察署、ひたちなか西警察署、東海村、ひたちなか市、村松小学校、村松保育所、東海村社会福祉協議会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻、財団法人核物質管理センター東海保障措置センター、国土交通省関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所、財団法人公園緑地管理財団ひたち公園管理センター、社団法人茨城県体育協会笠松運動公園管理事務所、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所、茨城県道路公社、社団法人茨城県バス協会、常陸那珂港湾事務所、株式会社茨城ポートオーソリティ

(3) 訓練内容

ア 住民避難

(ア) 搬送車両による避難

防護対策区域内の住民（保育所・小学校）を一時集合場所からバスを活用し、的確かつ速やかに避難所に避難させる。

(イ) 自家用車避難

防護対策区域内の災害時要援護者を地域ボランティアや近隣者等の支援のもと自家用車を活用して避難させる。また、防護対策区域内の事業所の従業員を自家用車を活用し、避難所まで避難させる。

イ 大規模集客施設からの帰還

(ア) 一時滞在者帰還

10条通報後、国営ひたち海浜公園遊客者に対して、園内放送を活用し、的確な情報周知を行うとともに、高速道路を活用した速やかな帰還誘導を行う。

6 災害時要援護者避難訓練

(1) 目的

災害時要援護者を避難所及び受入医療機関まで迅速かつ安全に避難させる訓練

(2) 参加機関

茨城県、茨城県警察本部、ひたちなか西警察署、東海村、東海村消防本部、独立行政法人国立病院機構茨城東病院、独立行政法人日本原子力研究開発機構、陸上自衛隊東部方面隊、東海村社会福祉協議会、社団法人茨城県体育協会笠松運動公園管理事務所、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所

(3) 訓練内容

ア 一般住民

防護対策区域内の歩行困難な高齢者等を避難させるため、地域ボランティアや近隣者の支援のもと自家用車を活用して避難所へ避難させる。

イ 医療機関

茨城東病院の入院患者を陸上自衛隊、東海村社会福祉協議会、県警察本部、東海村、東海村消防本部が連携して受入医療機関（笠松運動公園体育館に設置する救護所）に搬送する。

7 避難所設置・運営訓練

(1) 目的

避難所の設置及び運営を行う訓練

(2) 参加機関

茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、陸上自衛隊東部方面隊、那珂市消防団、水戸地方気象台、独立行政法人日本原子力研究開発機構、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、財団法人原子力安全技術センター

(3) 訓練内容

ア 設置

- ・東海村は、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所「ふれあい広場」体育館に避難所を、那珂市及びひたちなか市は協力して笠松運動公園に避難所を設営（撤去）し、必要な応急措置を実施

イ 運営

- ・住民の避難状況の把握
- ・スクリーニング後の避難住民の収容・保護及び運営管理
- ・事故情報の提供
- ・その他（炊き出し、防災教室等）

8 緊急被ばく医療訓練

(1) 目的

救護所における住民へのスクリーニングや問診とともに、三次被ばく医療機関への被ばく患者の搬送を含めた緊急被ばく医療活動を行う訓練

(2) 参加機関

茨城県、独立行政法人放射線医学総合研究所、日本赤十字社茨城県支部、(社)茨城県医師会、(社)茨城県看護協会、(社)茨城県放射線技師会、(社)茨城県薬剤師会、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院、茨城県立中央病院、県立こども病院、県立医療大学付属病院、東海村、東海村消防本部、笠間市消防本部、水戸保健所、ひたちなか保健所、常陸大宮保健所、日立保健所、鉾田保健所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社東海第二発電所、東日本高速道路株式会社関東支社水戸管理事務所、緊急消防援助隊(千葉市消防局)、県立友部病院

(3) 訓練内容

ア 三次被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関への被ばく患者搬送並びに二次被ばく医療機関における処置訓練

イ 救護所の設置運営訓練

(ア) 救護所の設置及び撤去の訓練

(イ) 初期被ばく医療訓練

- ・スクリーニングチームによるスクリーニング訓練
- ・救護チームによる問診、救護等訓練等

ウ 安定ヨウ素剤調製・搬送訓練及び住民への普及啓発

9 交通規制・警戒警備訓練

(1) 目的

警察及び海上保安庁等により交通規制及び船舶航行規制等を行う訓練

(2) 参加機関

茨城県、茨城県警察本部、ひたちなか西警察署、ひたちなか東警察署、茨城海上保安部、千葉県警察広域緊急援助隊

(3) 訓練内容

ア 交通規制訓練

- ・防護対策区域への立入禁止措置の一環として国道245号などの交通規制を実施
- ・交通規制実施路線及び迂回路への要員の配置・安全対策の実施

イ 防護対策区域を中心とした警戒警備訓練（図上）

(ア) 陸上

防護対策区域を中心として、警戒警備活動や広報活動を行う。

(イ) 海上

防護対策区域の海上から船舶による警戒警備活動や広報活動を行う。

10 自衛隊災害派遣訓練

(1) 目的

関係機関と連携し空中モニタリング支援、災害時要援護者支援など、自衛隊による災害派遣を行う訓練

(2) 参加機関

茨城県、陸上自衛隊東部方面隊、陸上自衛隊中央即応集団、陸上自衛隊施設学校、海上自衛隊横須賀地方隊、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団

(3) 訓練内容

ア オフサイトセンターへの連絡員等の派遣

オフサイトセンターの開設とともに、陸上自衛隊施設学校からオフサイトセンターへ連絡員等を派遣し、合同災害対策協議会等の活動に参画する。

イ 緊急時モニタリング支援

緊急モニタリングセンター長の求めに応じて、空中サーベイを支援するため、ヘリコプター等航空機を派遣する。

ウ 事業所従業員避難・災害時要援護者の搬送

原電従業員を海上自衛隊船艇にて避難させる。

また、茨城東病院の入院患者を陸上自衛隊救急車にて受入医療機関（笠松運動公園体育館に設置する救護所）に搬送する。

エ 避難所における炊き出しの支援

避難所において、炊き出し用の炊飯用具等を提供する。

オ 政府関係等職員の輸送支援

カ 防災資機材の輸送支援

キ ヘリ映像伝送システムによる映像配信

11 防災業務関係者防護対策訓練

(1) 目的

モニタリングの際の防災業務関係者の安全確保を図るため、防護資機材装着時の防護対策等を行う訓練

(2) 参加機関

茨城県、文部科学省水戸原子力事務所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、茨城海上保安部、陸上自衛隊東部方面隊、茨城県環境放射線監視センター、財団法人原子力安全技術センター

(3) 訓練内容

ア 防災業務関係者の防護対策訓練

緊急モニタリングセンター関係者は、災害応急対策に応じて必要な資機材を装着する。

イ 防災業務関係者の被ばく管理訓練

緊急モニタリングセンター関係者に対して、必要な被ばく管理を行う。

第5節 原子力事業者が主体となって行う訓練実施要領

1 事故拡大防止訓練

(1) 目的

事故拡大防止措置の検討及び、環境に放出される放射性物質による放射線量等の影響範囲の推定が適切に実施できることを確認する。

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社

(3) 訓練内容

ア 東海第二発電所の災害対策本部は、事故状況を把握するとともに事故拡大防止措置の検討を行う。

イ 発生事象に対する状況を把握し、環境に放出される放射性物質量を評価するとともに、放射線量等による影響範囲の推定を行う。

2 災害対策本部の設営及び通報・連絡訓練

(1) 目 的

事象の情勢に応じた非常事態の発令、要員の招集及び災害対策本部（発電所・本店）の設置を実施するとともに、特定事象発生 of 通報、応急措置等についての情報提供を通じ関係機関との連携強化を図る。

（非常事態：原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったとき（日本原子力発電株式会社防災業務計画より））

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社

(3) 訓練内容

ア 災害対策本部の設営

（ア）原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に基づき事象の情勢に応じた非常事態を発令する。

（イ）非常事態の発令に伴い、緊急時連絡網等を使用して、発電所災害対策本部室に災害対策本部要員を非常招集し、発電所災害対策本部を設置する。

（イ）原子力防災管理者から原子力発電所における非常事態発令の連絡を受けた本店は、本店災害対策本部室に災害対策本部要員を非常招集し、総合災害対策本部を設置する。

イ 通報・連絡

予め定められた通報経路に従って関係機関に対し特定事象発生 of 通報を行うとともに、事象状況の経過連絡及び、応急措置の概要報告を行う。

3 緊急時環境モニタリング訓練

(1) 目的

原子力発電所敷地周辺の環境モニタリングを行い、その結果を関係機関に報告するとともに、地方公共団体緊急時環境モニタリングへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ関係機関との連携強化を図る。

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社、財団法人原子力安全技術センター

(3) 訓練内容

ア 緊急時環境モニタリング

- (ア) 放射線管理班長は、原子力発電所敷地周辺の環境モニタリングを実施する。
- (イ) 測定結果を、発電所災害対策本部へ報告する。
- (ウ) 測定結果の報告を受けた情報班長は、関係機関にその結果を報告する。

イ 県緊急時モニタリングへの派遣

原子力防災管理者は、県本部からの要請に基づき、緊急時モニタリング要員の派遣及び資機材の提供を行う。

ウ 防災ロボットによる運用訓練

国が派遣する防災ロボットの出動指示に係る訓練について関係機関と協同で行う。

4 避難誘導訓練

(1) 目的

原子力発電所構内作業者の避難誘導及び避難場所への輸送を行うとともに、当該原子力発電所構内の立入制限が迅速かつ的確に実施できることを確認する。

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社、海上自衛隊

(3) 訓練内容

ア 避難誘導

庶務班長は、所内放送設備等により、発電所構内作業者に対して、指定する一時集合場所に集合するよう周知を行う。

庶務班長は避難誘導員に対して、指定した集合場所へ集合させた発電所構内作業者を、船舶や車両等により発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

イ 立入制限

非常事態発令中、庶務班長は発電所構内への立入を制限する。

5 救助・医療活動訓練

(1) 目的

原子力発電所構内において被ばくを伴う負傷者を、応急処置施設に搬送し、汚染除去等の応急措置を施したうえで、関係機関と連携し被ばく医療機関への搬送が適切に実施できることを確認する。

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社、東海村消防本部、笠間消防本部

(3) 訓練内容

ア 救助活動

負傷者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

イ 応急措置

保健安全班長は、発電所対策本部の指示により、応急処置施設に搬送された負傷者に対し、汚染のおそれのある作業者の汚染除去等の応急措置を行う。

ウ 病院への搬送

保健安全班長は、被ばくを伴う負傷者を、応急処置施設に搬送し、汚染除去等の応急措置を講じるとともに、外部の医療機関への搬送及び治療等の措置について発電所対策本部を通じて関係機関へ依頼する。

庶務班長、保健安全班長、放射線管理班長は、到着した救急隊員に事故の概要、負傷者の状況及び汚染の有無等に関する情報を伝達する。また、発電所対策本部は、汚染除去等の応急処置を施した負傷者の搬送に、放射線管理の知識を有する本部要員を病院まで同行させる。

エ 救急車等の汚染検査

放射線管理班長は、搬送に使用した救急車、航空機及び、病院処置室の汚染検査を行い、関係者に汚染の有無を報告する。

6 原子力発電所消防訓練

(1) 目的

原子力災害時に原子力発電所で発生した火災に対して、対応措置が適切に実施できることを確認するとともに、関係機関等との連絡を確認する。

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社、東海村消防本部

(3) 訓練内容

- ア 予備変圧器火災の発見者は、直ちに発電長へ連絡する。連絡を受けた発電長は、総務室長へ連絡する。
- イ 連絡を受けた総務室長は、電話にて消防署へ連絡する。また、防火管理者へ火災発生連絡、現場指揮者以下を現場へ急行させるとともに、監視所へ化学消防車の出動を要請するなど定められた手順に従い対応する。
- ウ 現場に到着した初期消火要員及び自衛消防隊は化学消防自動車、消火器及び屋外消火栓等を使用し適切な消火活動を行う。
- エ 消防署到着後は、消防署消防隊の指揮下で連携して活動を行う。消火後は消防署消防隊の鎮火確認を受ける。

7 原子力事業者支援連携訓練

(1) 目的

原子力事業者間の取り決めにに基づき、15 条時点で要員派遣及び資機材提供等の支援要請の連絡を行うことにより、迅速かつ的確な支援要請ができることを確認する。

(2) 参加機関

日本原子力発電株式会社、東京電力株式会社

(3) 訓練内容

ア 原子力防災管理者は、当社以外の原子力事業者からの応援を、総合災害対策本部長に要請する。

イ 総合対策本部長は、原子力事業者間の取り決めにに基づき、東京電力株式会社に要員派遣及び資機材提供等の支援要請の連絡を行う。

ウ 協力要請を受けた東京電力株式会社は、日本原子力発電株式会社東海テラパークに要員を派遣する。

エ 支援本部より要員の派遣及び資機材の貸与等、必要な支援活動を行う。

平成21年度原子力防災訓練参加者予定数一覧

No.	機関名	機関数	参加人数	
1	指定行政機関等			
	内閣官房		40	
	内閣府		14	
	内閣府原子力安全委員会		53	
	警察庁		15	
	防衛省		13	
	消防庁	19	15	370
	文部科学省		88	
	経済産業省		90	
	気象庁		13	
	海上保安庁		10	
	その他の指定行政機関		19	
2	指定地方行政機関等			
	自衛隊の部隊・機関		110	
	文部科学省水戸原子力事務所		5	
	経済産業省関東経済産業局、関東東北産業保安監督部		4	
	経済産業省東海・大洗原子力保安検査官事務所	16	5	183
	第三管区海上保安本部、茨城海上保安部		39	
	関東管区警察局		2	
	その他の指定地方行政機関等		18	
3	地方公共団体等			
	茨城県		180	
	東海村		130	
	那珂市		50	
	ひたちなか市		50	
	日立市		20	
	常陸太田市		20	
	茨城県警察本部	27	360	951
	千葉県警察広域緊急援助隊		15	
	栃木県警察航空隊		4	
	東海村消防本部、ひたちなか市消防本部、笠間市消防本部		25	
	緊急消防援助隊(川崎市消防局、千葉市消防局)		10	
	ひたちなか市消防団、那珂市消防団		10	
	その他の地方公共団体等		77	
4	指定公共機関等			
	独立行政法人原子力安全基盤機構		100	
	独立行政法人放射線医学総合研究所		50	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	14	645	849
	財団法人原子力安全技術センター		33	
	その他の指定公共機関等		21	
5	指定地方公共機関等			
	社団法人茨城県医師会		1	
	社団法人茨城県放射線技師会	7	3	29
	その他の指定地方公共機関等		25	
6	公共的団体等			
	茨城県道路公社、東海村社会福祉協議会	12	12	126
	その他の公共的団体等		114	
7	原子力事業者			
	日本原子力発電株式会社	15	215	254
	その他の原子力事業者		39	
8	その他			
	東京電力株式会社常陸那珂火力発電所	3	5	12
	フランス大使館他		7	
9	住民			
	国との合同訓練(避難住民)		250	250
合 計		113	3,024	

日本原子力発電（株）東海第二発電所および立地町の概要

○ 日本原子力発電（株）東海第二発電所

所在地：茨城県那珂郡東海村白方1 敷地面積：約76万平方メートル

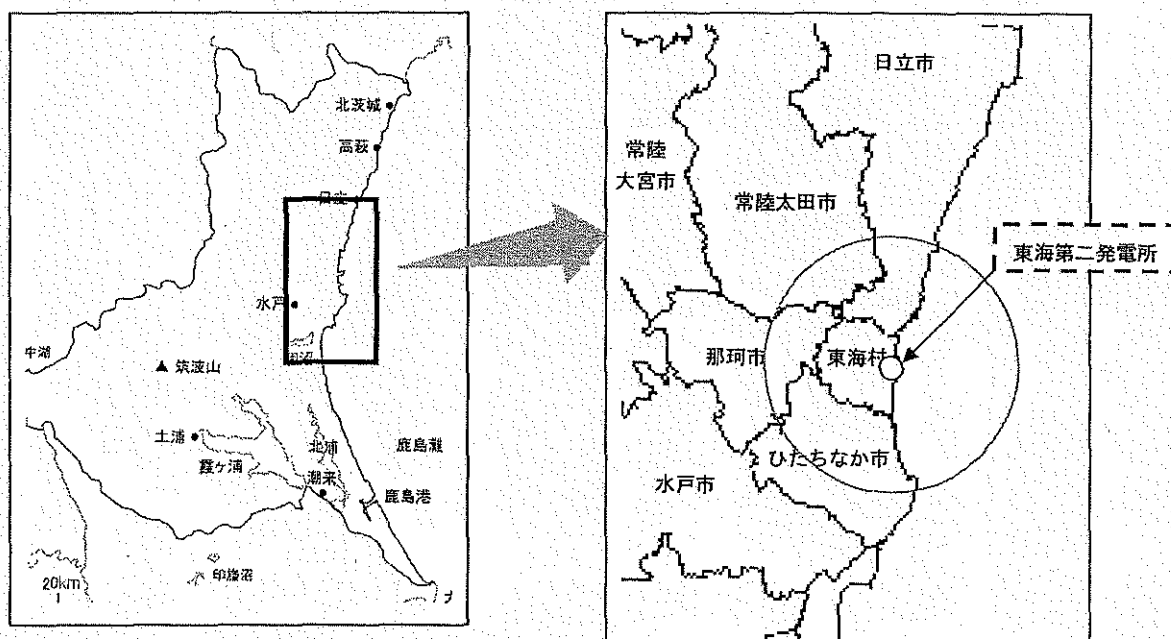
・東海第二発電所 出力110万kW 昭和53年（'78）11月 運転開始

（沸騰水型軽水炉：BWR）



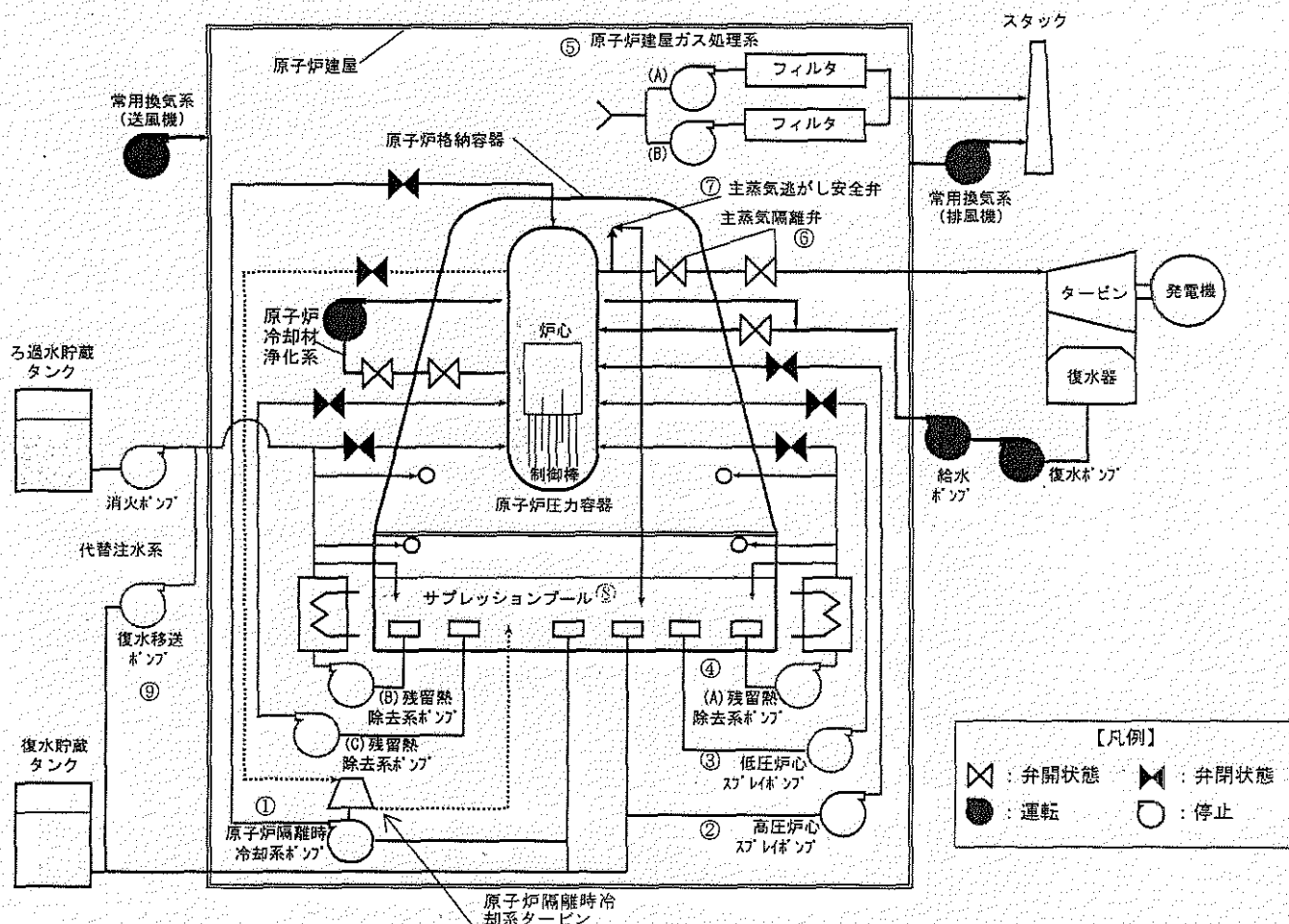
○ 立地自治体の概要

立地自治体：東海村 人口：36,767人（平成21年5月1日時点）



○：防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲

（EPZ：半径10km）



東海第二発電所 系統概要図

【系統概要】

- ・復水器の水を復水ポンプ及び給水ポンプにより原子炉に供給し、原子炉で発生した蒸気にてタービン・発電機を回転し送電する
- ・原子炉冷却材浄化系は、冷却材を浄化し純度を高く保つ
- ・原子炉建屋は常用の送風機及び排風機により換気し、原子炉建屋内を常時負圧に維持する

【用語解説（役割等）】

- ①原子炉隔離時冷却系：タービン駆動のポンプにより冷却水を原子炉に注入し燃料から発生する熱を除去する装置。
- ②高圧炉心スプレイ系*：電動機駆動の高圧ポンプにより炉心にスプレイし、原子炉の減圧及び冷却を行う装置。
- ③低圧炉心スプレイ系*：配管等の破断が大きく、原子炉の急激な圧力低下を伴う事故時に、電動機駆動の低圧ポンプにより炉心にスプレイし、原子炉の冷却を行う装置。
- ④残留熱除去系：電動機駆動の低圧ポンプにより、原子炉停止後の燃料から発生する熱の除去、原子炉の急激な圧力低下を伴う事故時の炉心への注水（低圧注水系）*及び格納容器内圧の上昇を伴う事故時の格納容器スプレイを行う系統。
- ⑤原子炉建屋ガス処理系：原子炉建屋内で放射性物質漏洩事故が発生した場合、原子炉建屋内を負圧に保ちながら、放射性物質の外部放出を低減する装置。
- ⑥主蒸気隔離弁：配管破断等が起きた場合に全閉とし、放射性物質を含む蒸気の系外放出を防止する弁。
- ⑦主蒸気逃し安全弁：原子炉水位低下時の低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系による炉心注水のため、蒸気をサブプレッションプールへ逃し、原子炉を減圧する弁*。また、原子炉圧力異常上昇時の圧力容器保護のため、原子炉を減圧する弁。
- ⑧サブプレッションプール：主蒸気逃し安全弁からの蒸気、又は配管破断等の事故時に格納容器内に放出された蒸気を凝縮するための設備。また、非常用炉心冷却系の水源としても使用する。
- ⑨代替注水系：通常時は、発電所の火災に対しての初期消火（消火ポンプ）及び復水器の水位コントロール等のための水の補給（復水移送ポンプ）を目的とした系統。また、非常用炉心冷却系が作動せず、炉心が大きく損傷する恐れのある場合、原子炉へ水を注入する系統。

原子力防災訓練における事象進展

事象発生直後
(0時間)

- 原子炉冷却材浄化系からの小規模漏えい発生
- 制御棒の手動挿入により原子炉停止
- 給復水系の故障発生
- 主蒸気隔離弁を手動閉止
- 原子炉圧力の上昇により主蒸気逃し安全弁が自動開
- 原子炉隔離時冷却系を手動起動し原子炉注水
- (A)残留熱除去系のサブレッションプール冷却モードを手動起動

別紙-4 図1 参照

原災法第10条
特定事象

(約2時間後)

- サブレッションプール水位高到達により、原子炉隔離時冷却系の水源を、復水貯蔵タンクからサブレッションプールへ切り替え
- 原子炉冷却材浄化系からの漏えいが拡大
- ドライウェル圧力高(13.7kPa[gage])到達
 - ・ 高圧炉心スプレイ系が自動起動し原子炉注水
 - ・ 低圧炉心スプレイ系が自動起動
 - ・ (B)(C)残留熱除去系ポンプが自動起動
 - ・ 常用換気系が自動停止し、原子炉建屋ガス処理系が自動起動
- 非常用炉心冷却系の作動が必要な冷却材漏えいとなり、原災法第10条通報事象の発生

別紙-4 図2 参照

原災法第15条
該当事象
(原子力緊急事態)

(約7時間後)

- 原子炉隔離時冷却系の故障発生
- 高圧炉心スプレイ系の故障発生
- 原子炉水位異常低(L3)到達
 - ・ 原子炉冷却材浄化系の自動隔離(漏えい箇所は隔離されず)
- 原子炉水位異常低(L1)到達
 - ・ 自動減圧系(主蒸気逃し安全弁)が自動作動
 - ・ 低圧炉心スプレイ系及び(B)(C)残留熱除去系ポンプの低圧注水モードにより原子炉注水
- 低圧炉心スプレイ系及び(A)(B)(C)残留熱除去系の故障発生
- 原子炉冷却材漏えい及び全非常用炉心冷却系の機能喪失となり、原災法第15条該当事象(原子力緊急事態)の発生

別紙-4 図3 参照

放射性物質の
異常放出
(約22時間後)

- 代替注水(消火ポンプ及び復水移送ポンプ)操作を開始したが故障発生
- 原子炉の水位が低下し、燃料が露出・破損
- 低圧炉心スプレイ系の復旧完了、原子炉注水開始
- 原子炉水位回復
- 原子炉からの蒸気放出により原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力を超過
- 配管貫通部より放射性物質が原子炉建屋へ漏えい
- 原子炉建屋ガス処理系を介してスタックから環境へ異常放出開始

別紙-4 図4 参照

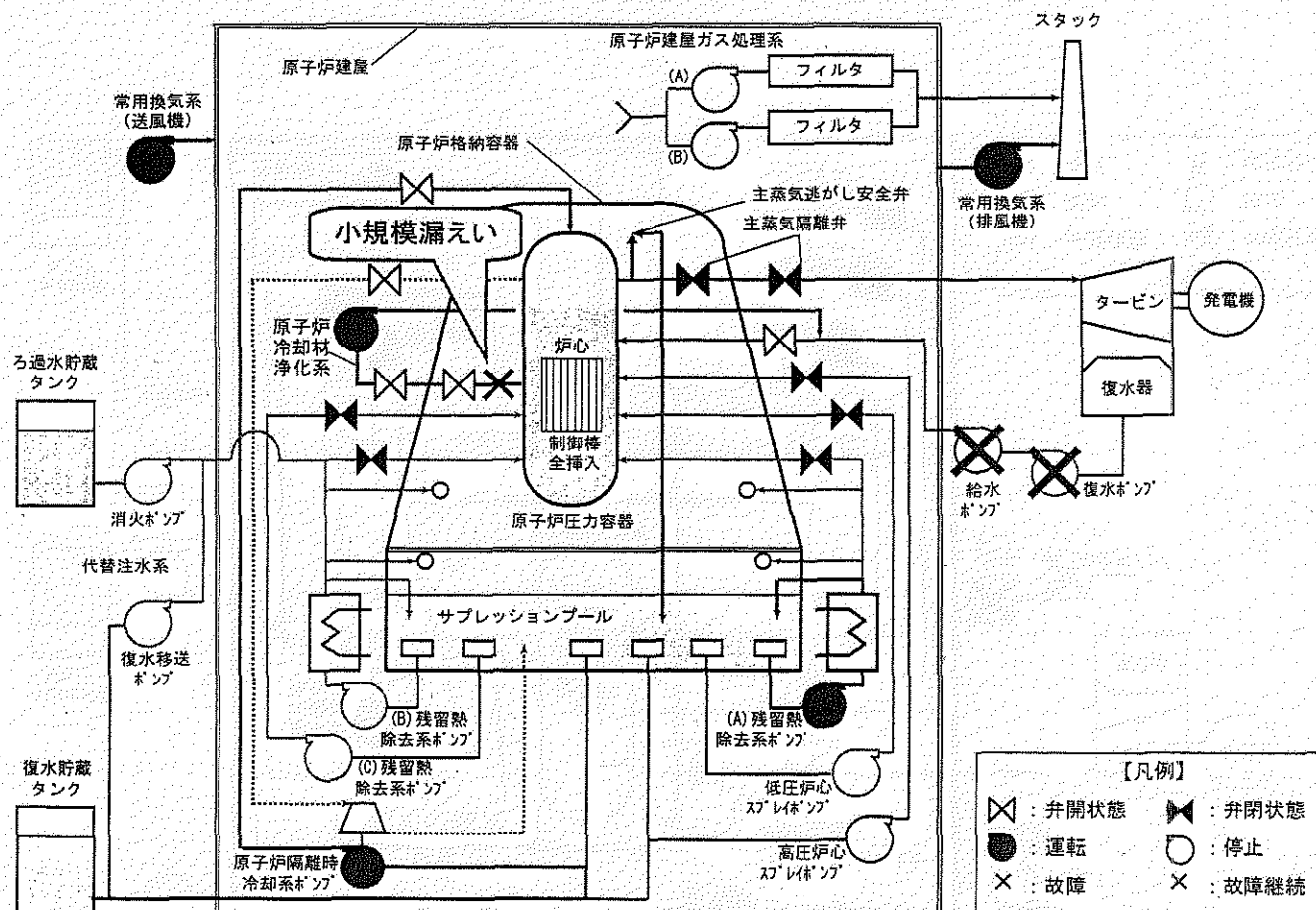
放射性物質の
異常放出停止

- (A)残留熱除去系の復旧完了、格納容器スプレイモードにより格納容器スプレイ開始
- 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下となり、放射性物質の環境への異常放出停止

別紙-4 図5 参照

訓練

経過時間：事象発生直後



【事故の進捗状況】

- 原子炉冷却材浄化系からの小規模漏えい発生
- 制御棒の手動挿入により原子炉停止
- 給復水系の故障発生
- 主蒸気隔離弁を手動閉止
- 原子炉圧力の上昇により主蒸気逃がし安全弁が自動開
- 原子炉隔離時冷却系を手動起動し原子炉注水
- (A) 残留熱除去系のサプレッションプール冷却モードを手動起動

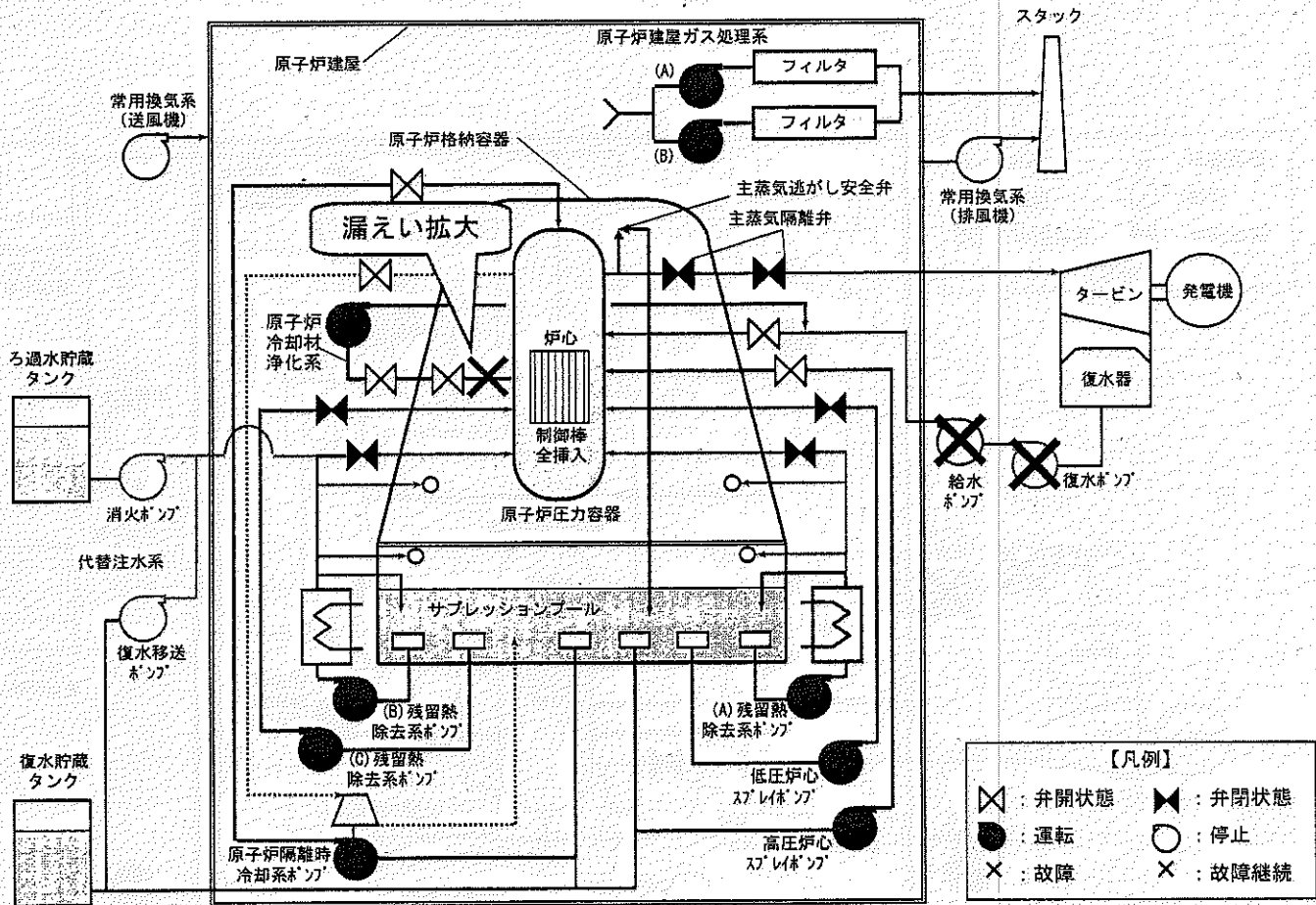
東海第二発電所 事象発生直後

【事故の進捗状況】

- サプレッションプール水位高到達により、原子炉隔離時冷却系の水源を、復水貯蔵タンクからサプレッションプールへ切り替え
- 原子炉冷却材浄化系からの漏えいが拡大
- ドライウェル圧力高（13.7kPa[gage]）到達
 - ・ 高圧炉心スプレイ系が自動起動し原子炉注水
 - ・ 低圧炉心スプレイ系が自動起動
 - ・ (B) (C) 残留熱除去系ポンプが自動起動
 - ・ 常用換気系が自動停止し、原子炉建屋ガス処理系が自動起動
- 非常用炉心冷却系の作動が必要な冷却材漏えいとなり、原災法第10条特定事象の発生

【原災法10条事象】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合



東海第二発電所 原災法第10条（特定事象）

訓練

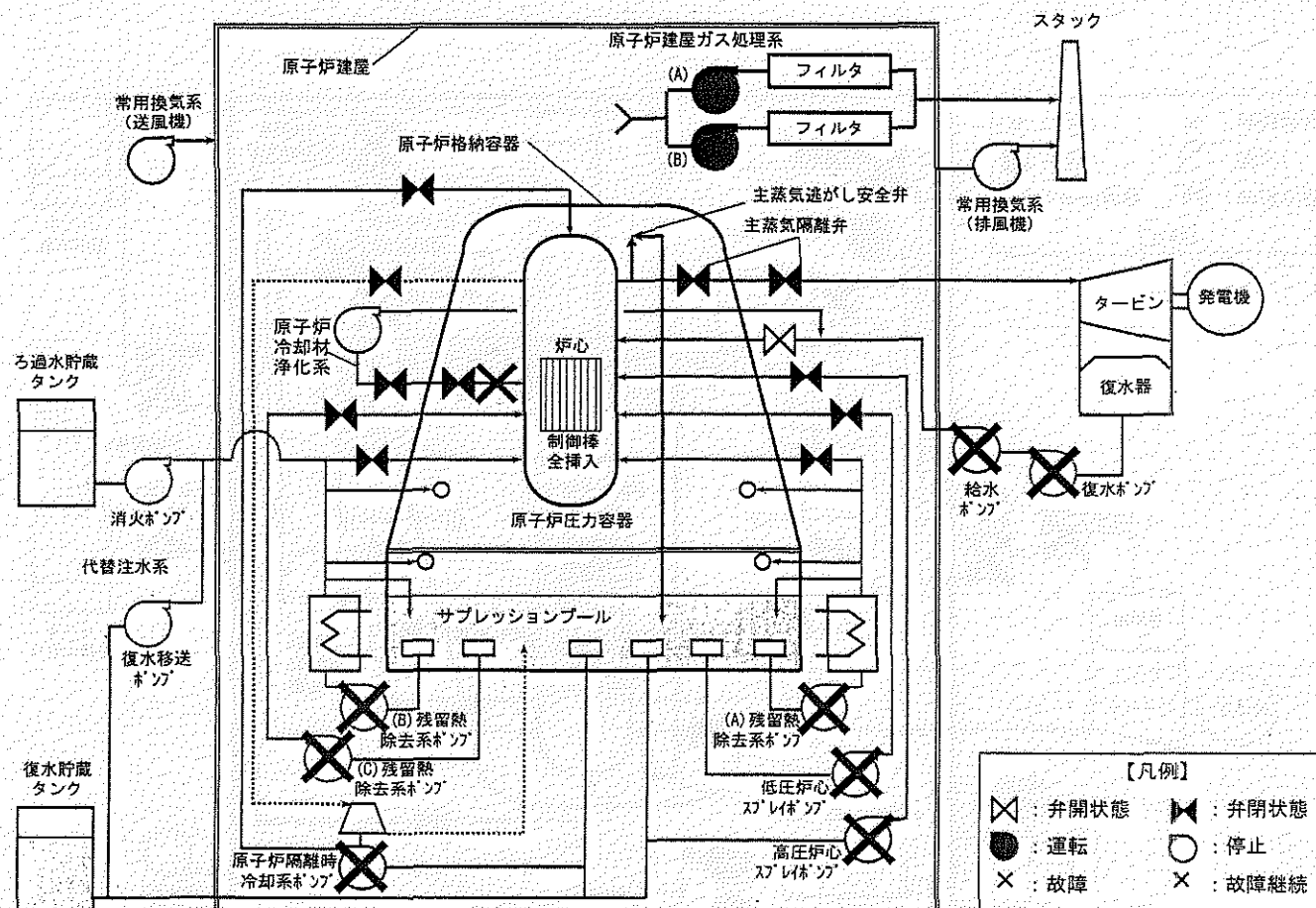
経過時間：約 7 時間後

【事故の進捗状況】

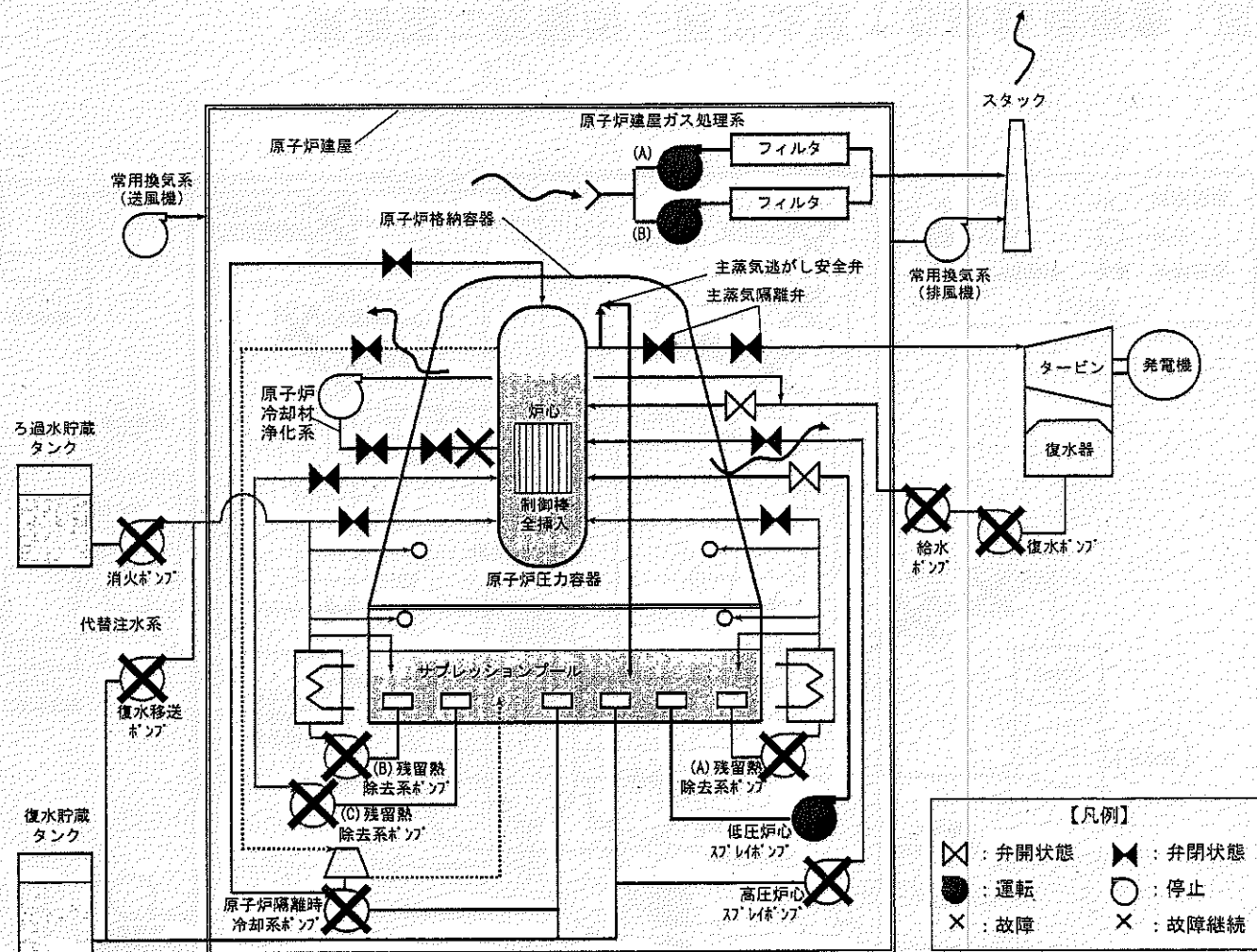
- 原子炉隔離時冷却系の故障発生
- 高圧炉心スプレイ系の故障発生
- 原子炉水位異常低 (L3) 到達
 - ・ 原子炉冷却材浄化系の自動隔離 (漏えい箇所は隔離されず)
- 原子炉水位異常低 (L1) 到達
 - ・ 自動減圧系 (主蒸気逃がし安全弁) が自動作動
 - ・ 低圧炉心スプレイ系及び (B) (C) 残留熱除去系ポンプの低圧注水モードにより原子炉注水
- 低圧炉心スプレイ系及び (A) (B) (C) 残留熱除去系の故障発生
- 原子炉冷却材漏えい及び全非常用炉心冷却系の機能喪失となり、原災法第 15 条特定事象 (原子力緊急事態) の発生

【原災法 15 条事象】 (原子力緊急事態)

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合



東海第二発電所 原災法第 15 条該当事象 (原子力緊急事態)



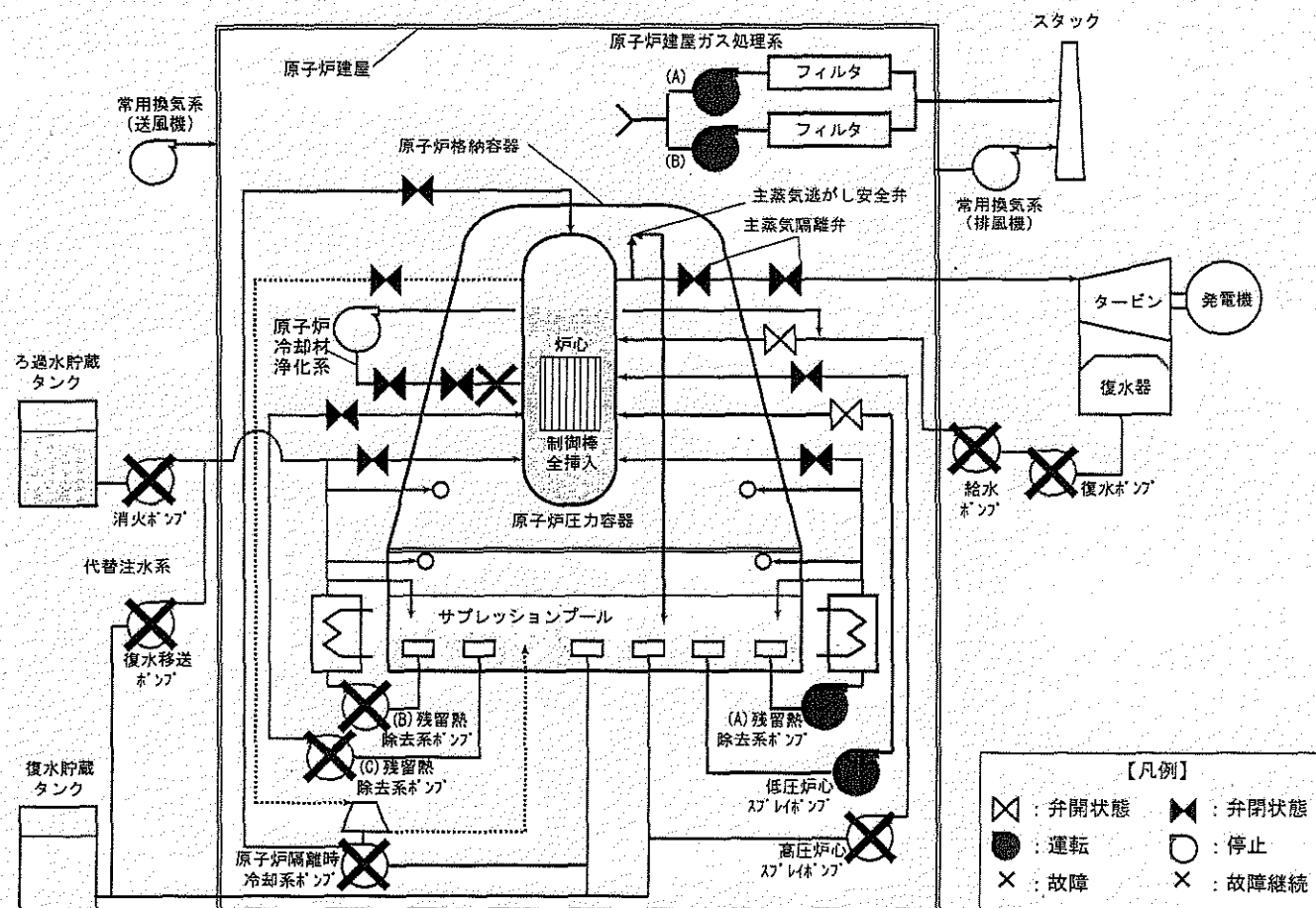
【事故の進捗状況】

- 代替注水（消火ポンプ及び復水移送ポンプ）操作を開始したが故障発生
- 原子炉の水位が低下し、燃料が露出・破損
- 低圧炉心スプレイ系の復旧完了、原子炉注水開始
- 原子炉水位回復
- 原子炉からの蒸気放出により原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力を超過
- 配管貫通部より放射性物質が原子炉建屋へ漏えい
- 原子炉建屋ガス処理系を介してスタックから環境へ異常放出開始

東海第二発電所 放射性物質の異常放出

訓練

経過時間：約28時間後



【事故の進捗状況】

- (A) 残留熱除去系の復旧完了、格納容器スプレイモードにより格納容器スプレイ開始
- 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下となり、放射性物質の環境への異常放出停止

東海第二発電所 放射性物質の異常放出停止

(1) 避難区域

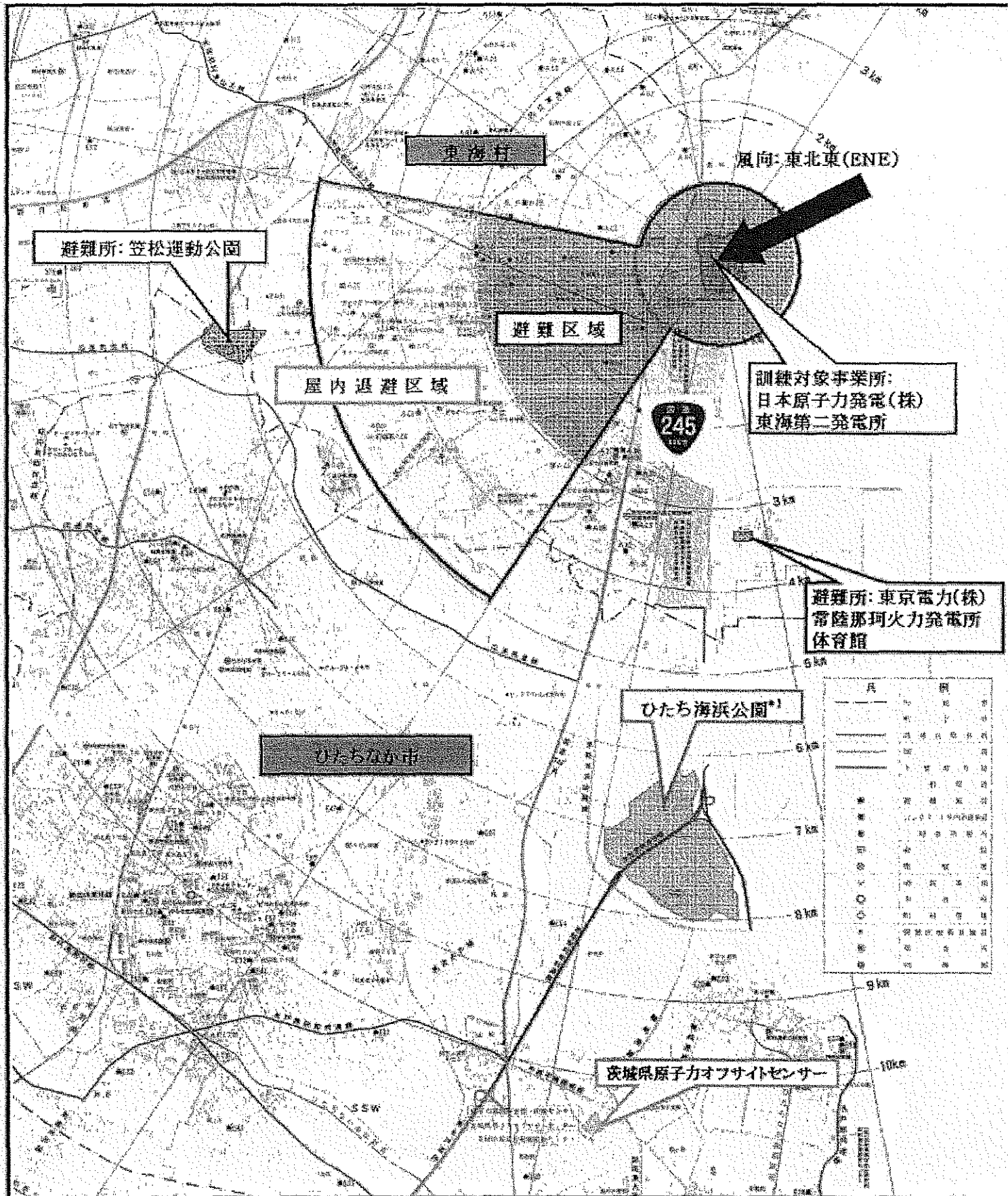
発電所を中心に半径1km以内の全方位及び16方位のうちの3方位分の半径3kmまでの扇形

(2) 屋内退避区域

発電所を中心として16方位のうちの3方位分の半径3～5kmの範囲の扇形

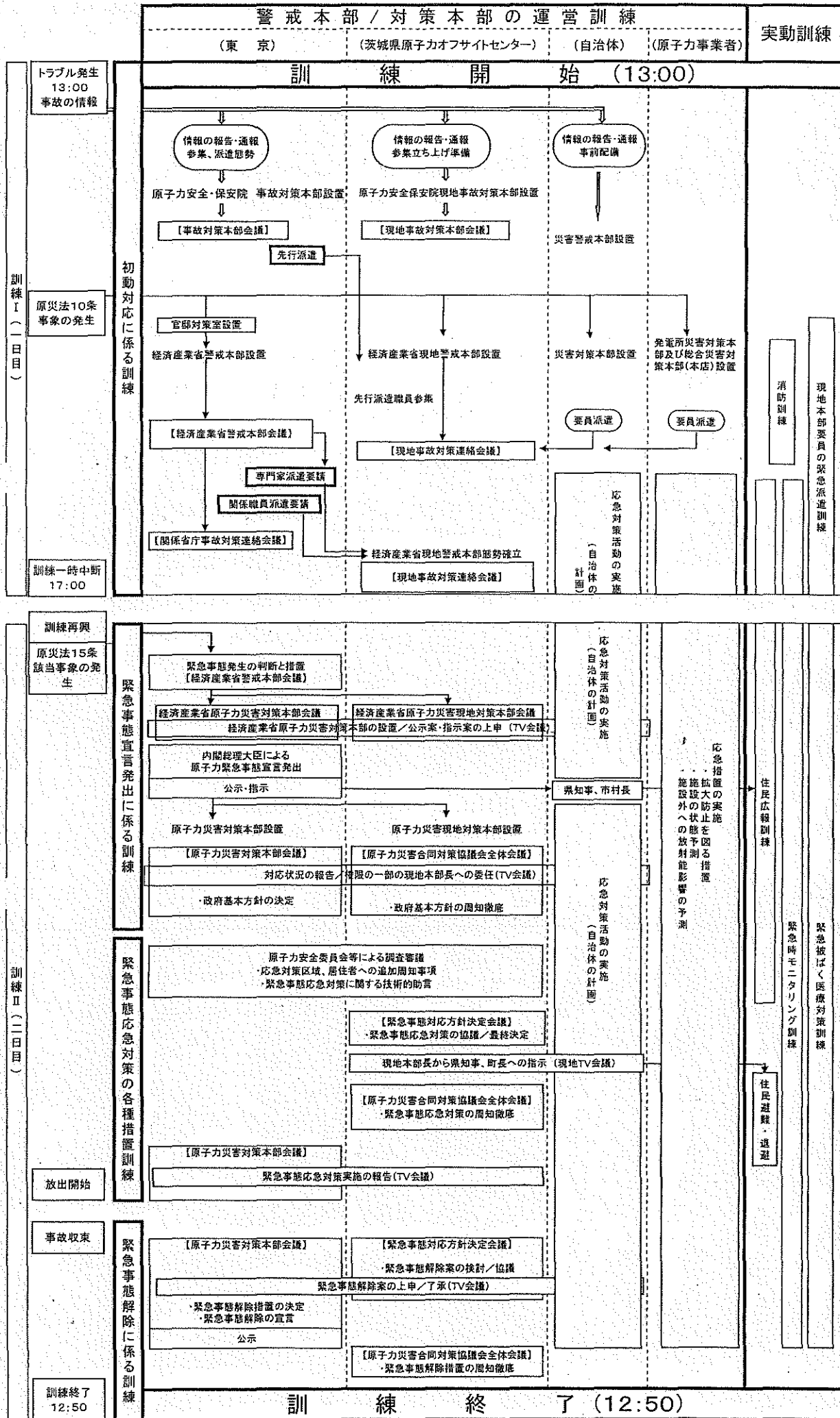
(3) 海上防護対策区域

発電所を中心として半径5km以内の海上



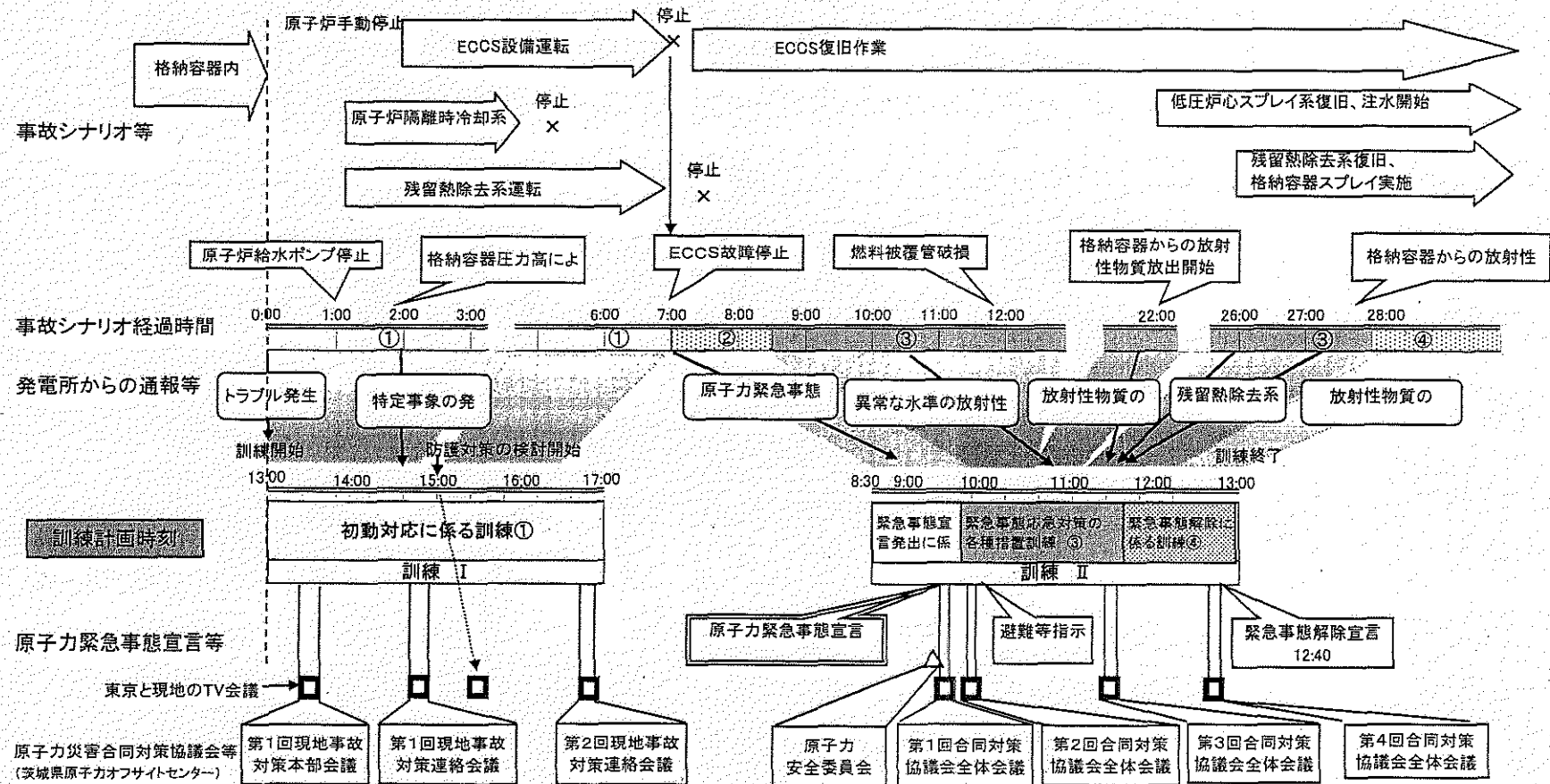
訓練想定条件等

No	項 目	想定条件																		
1	気象条件	風向:東北東 風速(排気筒高さ):0.7 m/s 大気安定度: B																		
2	防護対策区域	(1)避難区域 発電所を中心に半径1km以内の全方位+16方位のうちの3方位分の半径3Kmまでの扇形 (2)屋内退避区域 発電所を中心として3方位分の半径3～5Kmの範囲の扇形																		
3	緊急事態応急対策を実施すべき居住区域	(1)避難区域 ＜東海村＞ 豊岡、白方、真崎、押延、宿、川根、百塚、原子力機構百塚住宅、豊白、舟石川三区、原電滝坂住宅、原子力機構荒野台 (2)屋内退避区域 ＜東海村＞ 石神内宿一区、舟石川一区、舟石川二区、船場、須和間、舟石川中丸区、緑ヶ丘団地、原子力機構長堀一区、原子力機構長堀二区 (3)区域内住民等内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">a 避難区域</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・住民(東海村)</td><td style="text-align: center;">約</td><td style="text-align: right;">15,000人</td></tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">b 屋内退避区域</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・住民(東海村)</td><td style="text-align: center;">約</td><td style="text-align: right;">14,000人</td></tr> </table> (4)避難住民数 : 訓練参加予定者 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">a 笠松運動公園体育館</td><td style="text-align: center;">約</td><td style="text-align: right;">150人</td></tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">b 東京電力(株)常陸那珂火力発電所体育館</td><td style="text-align: center;">約</td><td style="text-align: right;">450人</td></tr> </table>	a 避難区域			・住民(東海村)	約	15,000人	b 屋内退避区域			・住民(東海村)	約	14,000人	a 笠松運動公園体育館	約	150人	b 東京電力(株)常陸那珂火力発電所体育館	約	450人
a 避難区域																				
・住民(東海村)	約	15,000人																		
b 屋内退避区域																				
・住民(東海村)	約	14,000人																		
a 笠松運動公園体育館	約	150人																		
b 東京電力(株)常陸那珂火力発電所体育館	約	450人																		
4	負傷者	発電所勤務者 2人(被ばくの可能性あり)																		



訓練進行予定概要(東海第二発電所)

別紙-8



*1:非常用炉心冷却系(ECCS)の作動が必要な冷却材漏えい
 *2:冷却材漏えい及び非常用炉心冷却系(ECCS)の機能喪失

段階	事故事象	訓練時刻	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 関連事項	東京	茨城県原子力オフサイトセンター(OFC)	県庁、役場等	備考	業務								
				政府対策本部(官邸)、経産省対策本部事務局(緊急時対応センター)、関係省庁関連事項	政府現地本部、経産省現地本部関連事項	県庁、村等関連事項		住民広報(市・村)	緊急モニタリング	緊急被災者救済	交通規制	住民避難等				
初動対応に係る訓練	トラブル発生	13:00		訓練開始												
		13:05	異常時通報(漏洩事象)発信【第1報】	13:05 異常時通報(漏洩事象)受信	13:05 異常時通報(漏洩事象)受信	13:05 異常時通報(漏洩事象)受信										
				13:15	原子力安全・保安院事故対策本部設置 トラブル対応/保安院初動対応措置 保安院要員の参集 緊急時対応センター立上げ/連絡 事象レベル/先行派遣等 決定 ERSS、SPEEDI起動準備	13:15 原子力安全・保安院事故対策本部設置 保安検査官の現場確認 OFC立上げ	13:15 原子力安全・保安院事故対策本部設置 保安検査官の現場確認 OFC立上げ	13:15 県内対応検討								
		13:15	事業者通報【第2報】	13:15 事業者通報【第2報】受信	13:15 事業者通報【第2報】受信	13:15 事業者通報【第2報】受信	13:15 事業者通報【第2報】受信	4市:那珂市、ひたちなか市、日立市、常陸太田市								
				13:20	第1回原子力安全・保安院原子力事故対策本部会議	13:20 第1回原子力安全・保安院原子力事故対策本部会議	13:20 第1回原子力安全・保安院原子力事故対策本部会議	13:20 県災害対策本部会議								
				13:30	保安院長【緊急時対応センター】	13:30 事務所長【OFC全体会議室】	13:30 事務所長【OFC全体会議室】	13:30 村、市災害対策本部会議(4市)								
				13:40	報道機関への広報(速報)(会見)	13:40 報道機関への広報(速報)(投込み)	13:40 報道機関への広報(速報)(投込み)	13:40 8地点TV会議 保安院長【緊急時対応センター】	OFC参集要請							
				13:40	8地点TV会議	13:40 8地点TV会議	13:40 8地点TV会議	13:40 8地点TV会議								
				13:50	事業者通報発信【第3報】	13:50 事業者通報【第3報】受信	13:50 事業者通報【第3報】受信	13:50 副知事【県庁】、副市長【村役場】、副市長【4市役所】								
				13:50	事業者通報発信【第3報】	13:50 事業者通報【第3報】受信	13:50 事業者通報【第3報】受信	13:50 OFC立上げ要員(出先)の派遣								
				14:10	事業者通報発信【第4報】	14:10 事業者通報【第4報】受信	14:10 事業者通報【第4報】受信	14:00 県副知事出発								
				14:20	報道機関への広報訓練(投込み)	14:20 報道機関への広報訓練(投込み)	14:20 報道機関への広報訓練(投込み)									
				14:30	事業者通報発信【第5報】	14:30 事業者通報【第5報】受信	14:30 事業者通報【第5報】受信	14:35 原災法第10条通報受信								
				14:30	原災法第10条通報受信	14:30 原災法第10条通報受信	14:30 原災法第10条通報受信	14:35 県、村、4市災害対策本部設置								
				14:40	緊急参集チーム招集(想定)	14:40 緊急参集チーム招集(想定)	14:40 緊急参集チーム招集(想定)									
				14:40	経産省警戒本部設置	14:40 経産省警戒本部設置	14:40 経産省警戒本部設置									
				14:45	第1回経産省警戒本部会議 【経産省別館3F第4特別会議室】	14:45 第1回経産省警戒本部会議 【経産省別館3F第4特別会議室】	14:45 第1回経産省警戒本部会議 【経産省別館3F第4特別会議室】	14:45 第1回県災害対策本部会議 第1回村、市災害対策本部会議(4市)								
				14:55	【経産省別館3F第4特別会議室】	14:55 【OFC全体会議室】	14:55 【OFC全体会議室】	15:00								
		15:00	事業者通報発信【第6報】	15:00 事業者通報【第6報】受信	15:00 事業者通報【第6報】受信	15:00 事業者通報【第6報】受信	15:00 事業者通報【第6報】受信	15:00 国に専門家の派遣要請 15:00 自衛隊に災害派遣要請								
				15:05	C-130(専門家、資機材等)三沢基地発	15:05 C-130(専門家、資機材等)百里基地発	15:05 C-130(専門家、資機材等)百里基地発									
			15:05	2地点TV会議	15:05 2地点TV会議	15:05 2地点TV会議										
			15:10	保安院長【緊急時対応センター】	15:10 副知事、4市副市長【OFC全体会議室】	15:10 副知事、4市副市長【OFC全体会議室】										
			15:10	(防護対策検討開始の指示)	15:10 (防護対策検討開始の指示受け)	15:10 (防護対策検討開始の指示受け)										
			15:10	報道機関への広報訓練(会見)	15:10 報道機関への広報訓練(会見)	15:10 報道機関への広報訓練(会見)										
	15:25	事業者通報発信【第7報】	15:25 事業者通報【第7報】受信	15:25 事業者通報【第7報】受信	15:25 事業者通報【第7報】受信	15:25 事業者通報【第7報】受信										
			15:35	第1回関係省庁事故対策連絡会議	15:35 機能班責任者会議【OFC全体会議室】	15:35 機能班責任者会議【OFC全体会議室】										
			15:45	(避難範囲案の確認)	15:45 (避難範囲案の確認)	15:45 (避難範囲案の確認)										
			15:50	【経産省別館5F509会議室】	15:50 C-130(専門家、資機材等)百里基地着	15:50 C-130(専門家、資機材等)百里基地着										
			15:55	8地点TV会議	15:55 8地点TV会議	15:55 8地点TV会議	15:50 第2回県災害対策本部会議 第2回村、市災害対策本部会議(4市)									
	15:55	事業者通報発信【第8報】	15:55 事業者通報【第8報】受信	15:55 事業者通報【第8報】受信	15:55 事業者通報【第8報】受信	15:55 事業者通報【第8報】受信	15:55 8地点TV会議 副知事【県庁】、副市長【村役場】、副市長【4市役所】									
			16:05	保安院長【緊急時対応センター】	16:05 副知事、副市長、4市副市長【OFC全体会議室】	16:05 副知事、副市長、4市副市長【OFC全体会議室】										
			16:05	(検討中の防護対策案の連絡)	16:05 (検討中の防護対策案の連絡)	16:05 (検討中の防護対策案の連絡)										
			16:15	政府派遣職員 茨城OFC到着	16:15 政府派遣職員 茨城OFC到着	16:15 政府派遣職員 茨城OFC到着										
			16:20	機能班責任者会議【OFC全体会議室】	16:20 機能班責任者会議【OFC全体会議室】	16:20 機能班責任者会議【OFC全体会議室】										
			16:30	(避難地区案の確認)	16:30 (避難地区案の確認)	16:30 (避難地区案の確認)										
	16:25	事業者通報発信【第9報】	16:25 事業者通報【第9報】受信	16:25 事業者通報【第9報】受信	16:25 事業者通報【第9報】受信	16:25 事業者通報【第9報】受信										
			16:50	第2回現地事故対策連絡会議	16:50 第2回現地事故対策連絡会議	16:50 第2回現地事故対策連絡会議	16:50 第3回県災害対策本部会議 第3回村、市災害対策本部会議(4市)									
	16:50	事業者通報発信【第10報】 負傷者1	16:50 事業者通報【第10報】 負傷者1	16:50 事業者通報【第10報】 負傷者1	16:50 事業者通報【第10報】 負傷者1	16:50 事業者通報【第10報】 負傷者1	16:55 8地点TV会議 保安院長【緊急時対応センター】									
			16:55	8地点TV会議	16:55 8地点TV会議	16:55 8地点TV会議	16:55 8地点TV会議									
			16:55	副知事、副市長、4市副市長	16:55 副知事、副市長、4市副市長	16:55 副知事、副市長、4市副市長	16:55 副知事【県庁】、副市長									

[illegible]

[illegible]

原子力総合防災訓練の評価について

平成２１年１２月

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣府政策統括官（防災担当）
文部科学省
経済産業省

目 次

1. はじめに	1
2. 評価について	1
2. 1 評価体制	1
2. 2 評価手順	2
2. 3 評価要領	3

1. はじめに

昨年度までの原子力総合防災訓練（以下、「総合訓練」という。）では、国／地方自治体／事業者において個別に訓練に対する評価をおこない、課題等を抽出し今後の取り込み方針等を纏めてきた。

今年度の総合訓練では、国／地方自治体／事業者の実施内容に関して外部専門家で構成される評価委員会が、第三者としての評価をおこない、課題等を含む今後の取組み方針を纏める。併せて、国／地方自治体／事業者が訓練評価に必要なデータを収集し、記録として纏め、これらの訓練評価記録に対しても、外部専門家で構成される評価委員会が評価をおこなう。

具体的な評価体制、評価手順、評価要領を以下に示す。

2. 評価について

2. 1 評価体制

総合訓練として、本訓練及び防護対策演習を対象とした評価体制をとる。

(1) 本訓練

本訓練では、国／地方自治体／事業者がかかわる訓練であり、図－1に示す評価体制でおこなう。本評価要領に基づき評価をおこなう国の訓練は、経済産業省原子力安全・保安院 緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、文部科学省非常災害対策センター（以下「EOC」という。）、オフサイトセンター（以下「OFC」という。）でおこなわれる訓練とする。

- ① 評価委員会は、複数の外部専門家による評価委員から構成され、評価委員は、国／地方自治体／事業所の各訓練対象を分担して担当し、訓練時に立ち会って訓練の評価をおこなう。
- ② 評価委員会事務局は、評価委員会の為の事務局活動をおこなう。また、各担当事務局が作成した訓練評価記録の整理、評価（案）の作成をおこなう。この評価委員会事務局は、独立行政法人 原子力安全基盤機構（以下、「JNES」という。）が担当する。
- ③ 地方自治体及び事業者は担当事務局を設置し、各々の担当範囲の訓練評価のデータの収集、アンケート調査をおこない、訓練評価記録として纏める。また、国の訓練であるERC、EOC、OFCの訓練については、

JNESが担当事務局として、訓練評価のデータの収集、アンケート調査をおこない、訓練評価記録として纏める。

- ④ 評価委員会は、②で評価委員会事務局が作成した評価（案）を審議する。
- ⑤ 評価委員会で審議された訓練評価結果は、訓練報告書に反映することとする。

（２）防護対策演習

防護対策演習では、ERC及びOFCが対象となるため、図－２に示す評価体制でおこなう。

2. 2 評価手順

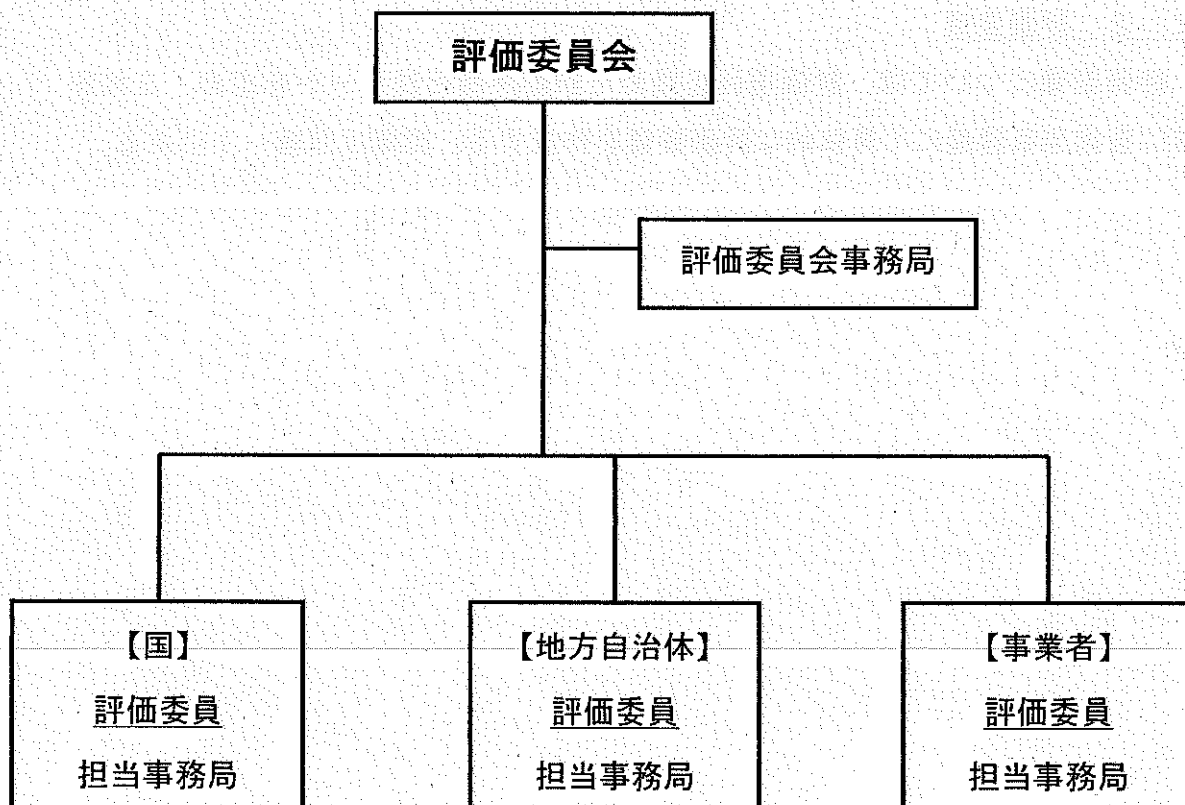
本訓練における評価の手順を図－３の評価フローに示す。防護対策演習においては、本図中の国の訓練活動を対象とする。

- （１）各担当事務局は、別紙－１の総合訓練評価要領に則り、評価に必要な具体的記録内容・方法を設定して実施要領を作成し、訓練評価記録シートを準備する。
- （２）各担当事務局は、上記の訓練評価記録シートを用いて本訓練においてデータを収集するとともに、訓練参加者等へのアンケート調査をおこなう。また、評価委員は、訓練時に立ち会って訓練の評価をおこなう。表－１に訓練要綱及び実施要領における訓練項目と各担当事務局が受持つデータ収集対象場所との関係を示す。
- （３）訓練終了後、各担当事務局は収集したデータ及びアンケート調査結果から訓練評価記録を２～３週間程度を目処に纏め、評価委員会事務局に提出する。
- （４）評価委員会事務局において、各担当事務局が作成した訓練評価記録を整理し、評価（案）を作成する。評価委員会事務局は訓練評価記録を整理する過程において、各担当事務局と適宜打合せ、調整をおこなう。
- （５）評価委員会で評価（案）を審議するとともに、各委員の評価及び訓練評価記録を基に、評価委員会の評価を纏める。評価委員会は、必要により各担当事務局から訓練の記録に対するヒヤリングを受けることができる。

- (6) 評価委員会で審議された訓練評価結果は、訓練報告書に反映することとする。

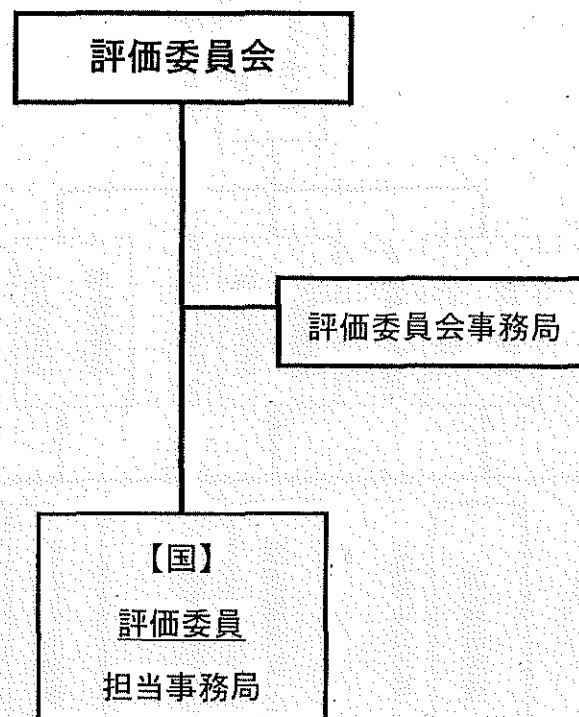
2. 3 評価要領

評価要領については、評価項目を纏めた訓練評価記録シートを定め、これを基に各担当事務局にて具体的な評価要領を作成する。詳細は別紙－1による。



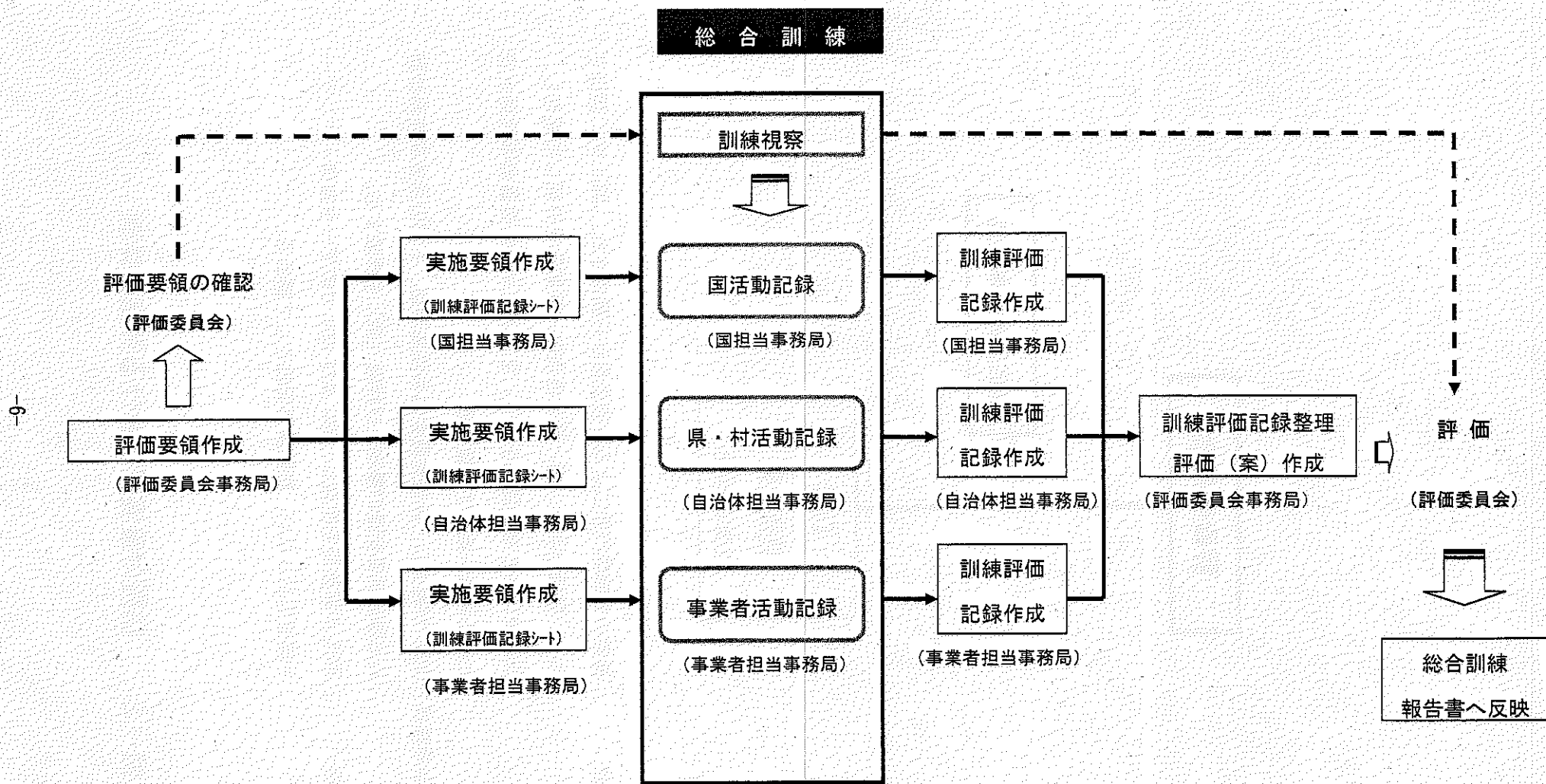
- 注：①評価委員会：複数の外部専門家による評価委員から構成され、JNES 内に設置される。評価委員は、国／地方自治体／事業者を分担して担当し、訓練時に立ち会い評価を行う。また下記の評価委員会事務局がまとめる評価（案）を審議する
- ②評価委員会事務局：JNES が担当し、評価委員会の事務局活動、下記の担当事務局が纏める訓練評価記録の整理及び評価（案）を作成する。
- ③担当事務局：地方自治体、事業所が設置し、データ収集・アンケート調査をおこない、訓練評価記録として纏める。国の訓練である ERC、EOC、OFC の訓練は JNES が担当事務局として訓練評価記録を纏める。

図－１ 本訓練における評価の体制



- 注：①評価委員会：複数の外部専門家による評価委員から構成され、JNES 内に設置される。評価委員は、国／地方自治体／事業者を分担して担当し、訓練時に立ち会い評価を行う。また下記の評価委員会事務局がまとめる評価（案）を審議する
- ②評価委員会事務局：JNES が担当し、評価委員会の事務局活動、下記の担当事務局が纏める訓練評価記録の整理及び評価（案）を作成する。
- ③担当事務局：JNES が事務局を担当し、ERC 及び OFC でのデータ収集・アンケート調査をおこない、訓練評価記録として纏める。

図－２ 防護対策演習における評価の体制



図一 3 本訓練における評価フロー

表－１ 訓練要綱及び実施要領における訓練項目と各事務局が担当する記録対象場所

各事務局が担当する記録対象場所 訓練要綱及び実施要領における訓練項目	国担当事務局（JNES）			地方自治体担当事務局					事業者担当事務局
	EOC	ERC	OFC	県本部	村本部	避難所	医療施設	避難ルート	事業所
(1) 国・関係自治体及び原子力事業者共通の訓練									
ア. 初動時からの通信連絡、情報の収集・伝達訓練		○	○	○	○				○
イ. 警戒段階における緊急事態応急対策の準備のための連携活動訓練	○	○	○	○	○				○
ウ. オフサイトセンターの運営訓練			○						
(2) 国が主体となる訓練									
ア. 初動時の対応訓練		○							
イ. 警戒段階の対応訓練	○	○	○						
ウ. 原子力緊急事態宣言等に係る訓練	○	○	○						
エ. 緊急事態における対応訓練	○	○	○						
オ. 広報訓練		○	○						
(3) 関係自治体が主体となる訓練									
ア. 災害対策本部設置・運営訓練				○	○				
イ. 茨城県原子力オフサイトセンター参集訓練（運営訓練）				○					
ウ. 緊急時モニタリング訓練（陸上・空中・海洋）				○					
エ. 住民広報活動訓練				○	○				
オ. 住民避難訓練、自家用車避難訓練						○		○	
カ. 災害時要援護者避難訓練						○		○	
キ. 避難所設置・運営訓練						○	○		
ク. 緊急被ばく医療訓練							○		
ケ. 交通規制・警戒警備訓練								○	
コ. 自衛隊災害派遣訓練						○		○	
サ. 防災業務関係者防護対策訓練						○	○	○	
(4) 原子力事業者が主体となる訓練									
ア. 事故拡大防止訓練									○
イ. 災害対策本部の設置及び通報、連絡訓練									○
ウ. 緊急時モニタリング訓練									○
エ. 避難誘導訓練									○
オ. 救助・医療活動訓練									○
カ. 原子力発電所消防訓練									○
キ. 原子力事業者支援連携訓練									○

原子力災害対策特別措置法 （抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号 に規定する指定地方行政機関をいう。

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

２ 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（緊急事態応急対策拠点施設の指定等）

第十二条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点となる施設であって当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策拠点施設」という。）を指定するものとする。

２ 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策拠点施設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料として主務省令で定めるものを主務大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。

5 主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設に備え付けるものとする。

(防災訓練に関する国の計画)

第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であつて次に掲げるものを含むものとする。

一 原子力緊急事態の想定に関すること。

二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十九条 指定行政機関の長は、原子力災害対策本部が設置されたときは、緊急事態応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（原子力災害対策本部長の権限）

第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、主務大臣に対し、規制法第六十四条第三項の規定により必要な命令をするよう指示することができる。

3 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並び

に原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条 に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

5 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴いて、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

6 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができる。

7 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。

8 原子力災害対策本部長は、第一項、第三項及び第六項の規定による権限（第三項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。

9 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（原子力災害合同対策協議会）

第二十三条 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任

を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(災害対策基本法 の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法 の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項 の規定により読み替え

て適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八條第一項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
	防災計画	防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法第七條第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。）

原子力災害対策特別措置法施行令 （抜粋）

（通報すべき事象）

第四条 法第十条第一項 の政令で定める基準は、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量とする。

2 法第十条第一項 の規定による放射線量の検出は、法第十一条第一項 の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（二分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が十分間未満であるときに限る。）

二 当該数値が落雷の時に検出された場合

3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第十一条第一項 の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第一項 の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり一マイクロシーベルト以上であるときは、法第十条第一項 の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において主務省令で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

4 法第十条第一項 の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第一項に規定する基準以上の放射線量が第二項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

二 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第一項に規定する放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

三 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物

質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

イ 一時間当たり五十マイクロシーベルト以上の放射線量

ロ 当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質

四 事業所外運搬に使用する容器から一メートル離れた場所において、一時間当たり百マイクロシーベルト以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉（第六条第四項第四号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として主務省令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項第三号又は第四号に掲げる事象

（原子力緊急事態）

第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第十一条第一項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。

2 法第十五条第一項第一号の政令で定める測定方法は、単位時間（十分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

3 法第十五条第一項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量（法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり五マイクロシーベルト以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第四条第三項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 一時間当たり五百マイクロシーベルト

二 第四条第四項第三号イに規定する検出された放射線量 一時間当たり五ミリシーベルト

三 第四条第四項第四号に規定する検出された放射線量 一時間当たり十

ミリシーベルト

4 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第四条第四項第二号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第一号に定める放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

二 第四条第四項第三号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

三 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として主務省令で定めるもの

原子力災害対策特別措置法施行規則 (抜粋)

(通報すべき事象)

第六条 令第四条第四項第二号 の主務省令で定める基準及び同号 の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、次の表の上欄に掲げる場合に依り、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を十分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉中の放射性物質の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射	ハの値を十分間以上

	性物質の種類に応じた水中濃度限度に五十を乗じて得た値	継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を十分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を十分間以上継続して検出すること。
三 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが	イの値を十分間以上継続して検出すること。

かでない場合	明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値	ハの値を十分間以上継続して検出すること。

- 2 令第四条第四項第二号 の主務省令で定める基準及び同号 の規定による放射性物質の検出は、再処理事業者にあつては、空气中の放射性物質については前項の規定によるものとし、水中の放射性物質については当該放射性物質によ

る実効線量が五十マイクロシーベルトとなる値を、一回の海洋放出中に検出することとする。

第七条 令第四条第四項第三号 に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

加工 事業 者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域
原子 炉設 置者	規制法第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一条第二項第四号に、規制法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、それ以外の者 にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一条の二第四号に規定する管理区域
貯蔵 事業 者	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域
再処 理事 業者	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 第一条第二項第二号に規定する管理区域
廃棄 事業 者	規制法第五十一条の二第一項第一号の規定に基づく第一種廃棄物埋設の 許可を受けた者 にあっては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第二条第二項第三号に、規制

	法第五十一条の二第一項第二号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第一条の二第二項第八号に、規制法第五十一条の二第一項第三号の規定に基づく廃棄物管理の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第一条第二項第三号に規定する管理区域
使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第一条第二号に規定する管理区域

- 2 令第四条第四項第三号 ロの主務省令で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。
- 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に五十を乗じて得た値
 - 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度
 - 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値
- 3 令第四条第四項第三号 の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。

一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第四条第四項第三号 イの放射線量の水準を十分間以上継続して検出すること。

二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。

4 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第四条第四項第三号 イの放射線量の水準又は第二項 の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第八条 令第四条第四項第四号 の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。

2 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第四条第四項第四号 の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

第九条 令第四条第四項第五号 の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

イ 沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限り、重水減速沸騰軽水冷却型原子炉並びにナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための	（1） 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（ナトリウム冷却型高速炉については、通常の中性子の吸収材の電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこ
---	---

施設（以下「大規模原子炉施設」と
総称する。）

と。

（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（ナトリウム冷却型高速炉については、原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材）の漏えいが発生すること。

（３） 原子炉（沸騰水型軽水炉及び重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（以下「沸騰水型軽水炉等」という。）に限る。）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。

（４） 原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。

（５） 原子炉（加圧水型軽水炉を除く。）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能（ナトリウム冷却型高速炉については、主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能）が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

（６） 原子炉の運転中にすべての交流電

源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。

(8) 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉を除く。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（加圧水型軽水炉又は重水減速沸騰軽水冷却型原子炉の停止中にあっては、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位）まで低下すること。

(9) 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉に限る。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。

(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。

(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉

	を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
ロ 試験研究用原子炉（イに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 （２） 原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 （３） 原子炉制御室が使用できなくなること。
ハ 再処理施設に係る原子炉の運転等のための施設（以下単に「再処理施設」という。）	（１） 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、三十分以内に電源の回復ができないこと。 （２） 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。 （３） 制御室が使用できなくなること。

二 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

三 事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条並びに第五条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬

する場合におけるものを除く。)及び第二項第一号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号)第四条並びに第十条第一項第一号(液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第二項第一号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成十三年国土交通省告示第千九十四号)第四条並びに第七条第一項第一号(液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第二項第一号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(原子力緊急事態の発生を示す事象)

第十九条 令第六条第四項第一号の主務省令で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第六条の表の上欄に掲げる場合に依じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に百を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

2 令第六条第四項第一号の主務省令で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、再処理事業者にあつては、空気中の放射性物質については前項の規定によるものとし、水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五ミリシーベルトとなる値を、一回の海洋放出中に検出することとする。

第二十条 令第六条第四項第二号の主務省令で定める基準は、第七条第二項各号の場合に依じ、それぞれ当該各号の基準に百を乗じて得たものとする。

2 令第六条第四項第二号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。

3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により第一項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第二十一条 令第六条第四項第四号の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

大規模 原子炉 施設	イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。
	ロ 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉を除く。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合若しくは加圧水型軽水炉において蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
	ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
	ニ 原子炉（沸騰水型軽水炉等に限る。）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉か

	ら残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ホ 原子炉の運転中（沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却するすべての機能（加圧水型軽水炉については蒸気発生器へのすべての給水機能）が喪失すること。 ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。 ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。 チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。 リ 原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。 ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
試験研究用原子炉施設	原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。

二 事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十条第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

災害対策基本法 （抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2. 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

3. 指定行政機関次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関

ニ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関

4. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

5. 指定公共機関

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

6. 指定地方公共機関

地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港湾局、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の

土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

7. 防災計画

防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

8. 防災基本計画

中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

9. 防災業務計画

指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

10. 地域防災計画

一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画

都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画

市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画

2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画

2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（防災訓練義務）

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。